

シンポジウム
実施記録

表現の自由と忘れられる権利を考えるシンポジウム

インターネット社会の問題点
知る権利と忘れられる権利

あなたの個人情報

知られたいたいですか？

2018年2月3日 埼玉弁護士会



2018年

2|3^土

13:00開場
13:30開会

さいたま市民会館
おおみや

入場無料、事前予約不要

主催：埼玉弁護士会
電話048-863-5255

■基調報告

長峯信彦さん(愛知大学教授)

■パネルディスカッション・パネリスト

神田知宏さん(弁護士)

長峯信彦さん

田上嘉一さん(弁護士)

表現の自由と忘れられる権利を考えるシンポジウム

インターネット社会の問題点

知る権利と忘れられる権利

あなたの個人情報

知られたたいですか？



インターネット社会の問題点 あなたの個人情報 知られていますか？

「忘れられる権利」

「一度は逮捕歴を報道され社会に知られてしまった犯罪者といえども、人格権として私生活を尊重されるべき権利を有し、更生を妨げられない利益を有するのであるから、犯罪の性質等にもよるが、ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から『忘れられる権利』を有するというべきである。」

(さいたま地裁平成27年12月22日決定より)



「知る権利」

「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な判断の資料を提供し、国民の『知る権利』に奉仕するものである。したがって、思想の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は、表現の自由を規定した憲法21条の保障のもとにあることはいうまでもない」

(最高裁昭和44年11月26日決定より)



主催:埼玉弁護士会
さいたま市浦和区高砂4-7-20
電話048-863-5255

長峯信彦さん

愛知大学教授

論文「表現の自由の原理と個人の尊厳
実名犯罪報道と『忘れられる権利』」

神田知宏さん

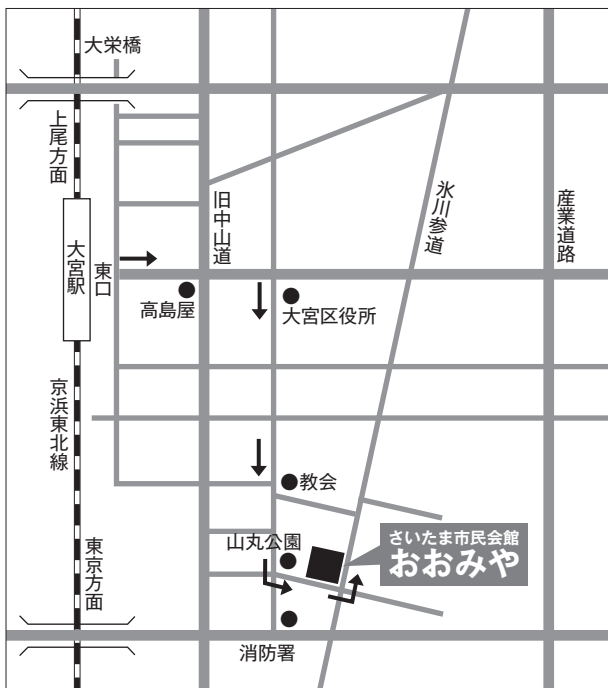
弁護士

平成29年1月31日最高裁決定許可抗告申立代理人

田上嘉一さん

弁護士

弁護士ドットコムゼネラルマネージャー



目 次

発刊に寄せて	2
進行予定表	3
開会の挨拶	4
基調報告	6
「表現の自由の原理と個人の尊厳 実名犯罪報道と『忘れられる権利』」 愛知大学 長峯信彦教授	
基調報告 レジюме	23
判例報告	31
平成 29 年 1 月 31 日最高裁決定許可抗告申立代理人 神田知宏弁護士	
平成 29 年 1 月 31 日最高裁決定	35
判例報告 パワーポイント	39
シンポジウム 設例	43
設例へのアンケート用紙	47
パネルディスカッション	48
設例 パワーポイント	76
設例 アンケート集計表	77
閉会の挨拶	78
アンケート 集計	80



発刊に寄せて

平成 30 年 3 月

刑事弁護の充実に関する検討特別委員会
表現の自由と忘れられる権利を考えるシンポジウム実行委員会

委員長 長沼 正敏

2018（平成 30）年 2 月 3 日（土）、当委員会が企画した、埼玉弁護士会主催の市民集会（「表現の自由と忘れられる権利を考えるシンポジウム インターネット社会の問題点 知る権利と忘れられる権利」）が開催され、市民の方々 80 名が来場されました。特に、この集会では、インターネット投稿記事の削除申立代理人弁護士とメディア（弁護士ドットコム）に携わる弁護士という対立構造が赤裸々に語られ、市民の皆さま方は勿論、我々弁護士も双方の立場を学ぶ機会となりました。

当委員会としましては、この集会をその場限りのものとするのではなく、将来にわたって弁護士会の貴重な資料として残すことを決意し、今回この冊子を発刊することになりました。

当委員会は、刑事弁護に関して、人質司法とえん罪をテーマに活動しています。えん罪の根絶とともに、平成 29 年 1 月 31 日の最高裁決定を受け、インターネット社会においていつまでも投稿記事（顔写真・個人情報）が消えることなく残り続けることで苦悩されている犯罪被害者・加害者の権利擁護も考えていかなければならないという思いから市民集会を開催しました。

本冊子が、集会に参加された方々だけでなく、参加されなかった方々にも、少しでもお役にたつ事が出来れば、幸いです。

2018.2.3 表現の自由と忘れられる権利を考えるシンポジウム

進行予定表

午後1時 開場

※開演までの時間を利用し、設例アンケートへの協力をお願いいたします。アンケート統計はパネルディスカッションの後半で活用させていただきます。用紙の回収は休憩時間にさせていただきます。鉛筆を希望の方は係の者までお声がけください。

* * *

午後1時30分 開演

開会挨拶 埼玉弁護士会 山下茂 会長

* * *

午後1時35分 基調報告

愛知大学教授 長峯信彦さん
「表現の自由の原理と個人の尊厳
実名犯罪報道と『忘れられる権利』」

* * *

午後2時25分 休憩

※休憩時間を利用し、設例アンケートへの協力をお願いいたします。用紙は、アンケート回収箱を持って巡回している係の者までお渡し下さい。受付にも回収箱を置いています。

* * *

午後2時35分 2017.1.31 最高裁決定報告 (投稿記事削除仮処分事件)

許可抗告申立代理人
弁護士 神田知宏さん

午後2時45分

パネルディスカッション 前半

同封の設例をご覧ください

* * *

午後3時35分 休憩

※休憩時間を利用し、設例アンケートへの協力をお願いいたします。用紙は、アンケート回収箱を持って巡回している係の者までお渡し下さい。受付にも回収箱を置いています。

* * *

午後3時45分

パネルディスカッション 後半

同封の設例をご覧ください。アンケートの統計も報告させていただきます。

* * *

午後4時30分 閉会の挨拶

シンポジウム実行委員会 委員長
弁護士 長沼正敏

ご来場いただき、ありがとうございました。アンケート（感想）のご提出にご協力下さい（受付に回収箱を置いています）。



開会の挨拶

埼玉弁護士会会長 山下 茂

司会 会場の皆様お忙しい中、当シンポジウムにお越しいただき誠にありがとうございます。



山崎良太弁護士

これより埼玉弁護士会主催、表現の自由と忘れられる権利を考えるシンポジウムを始めさせていただきます。

なお、恐れ入りますが、当シンポジウムにおいては動画や写真の撮影録音等は、禁止とさせていただきます。記者の方で取材を希望される方がいらっしゃいましたら、別途お申し出させていただきますようお願い申し上げます。

それではまず、当会会長よりご挨拶をいただきたいと思えます。山下茂会長宜しくお願いいたします。

* * *

山下 皆さんこんにちは。埼玉弁護士会会長の山下茂です。宜しくお願いいたします。本日土曜日ですね、昼間にも係わらずおいでいただきまして誠にありがとうございます。

人はですね、苦しいこととか悲しいことがあった時にですね、それを時の経過とともに忘れて多分生きて行くんだと思うんですね。安保法制もですね、無理矢理通した時に首相がですね、日本人は非常に忘れっぽいから一年も経てば大丈夫だというようなことを仰ってたんですけども、その位多分世間を騒がすようなことでも、多分ある程度時間が経つと忘れていくのが普通だと思います。

ところがですね、今インターネットができました。インターネットでですね、情報が一回撒かれてしまいますとこれがずっと残る訳ですね。何年経っても何十年経っても残るといふ、こういう今時代になっています。そうしますとですね、一回犯罪を犯した人は、その後真面目に努力して、やり直して普通の生活をしててもあるいはしようと思った時にですね、このインターネットによって自分の過去がですね、暴かれてそれでやり直しができなくなる。あるいは、平凡な生活が送れなくなるというような、こういう問題が出ています。

しかもですね、それは犯罪の被害者だけでなく、犯罪に巻き込まれた方だけ

でもですね、そういう目に遭っています。例えば座間市の事件ですね。これ被害者の方が写真入りでテレビとか色んなマスコミに出ています。また、この大宮ではですね、先日風俗の所がですね、火災にあいまして、そこで働いていた人がですね、本当にこれも写真入りでとかですね、詳細に報道されたりしています。しかし、これはですね、もう報道の自由とか、知る権利とか、ありますけど、これらの報道はかなりですね、本当人の興味ですよ。好奇心の対象で、やられてるのだと思います。しかしこういう人達もですね、一回さらされた場合、家族とかですね、そういう人達はその後それによって、苦しむ事になるかと思えます。

そのような中でですね、あの、平成27年12月22日にさいたま地裁で、インターネットの検索エンジン会社に対する投稿記事削除仮処分事件においてですね、「忘れられる権利」というのが、裁判所で問題にされました。

今日ですね、この観点から、人にはですね、報道の自由とか知る権利がありますけど、一方ではですね、「忘れられる権利」があるんじゃないかと。人がですね、人としてきちんとした生活を送るためにはですね、こういう権利があるんじゃないかということですね、今日取り上げて、それを設例を使いながらですね、考えてみたいと思えます。

少し皆さんへこれとは別に皆さんにお願いがあるんですけども、埼玉弁護士会ではですね、特定秘密保護法、共謀罪。この二つについては人権侵害の危険が大



きいということで、廃案を求めています。また安保法制についてはですね、これは明らかに憲法九条に違反すると、立憲主義をですね、この法律は踏みにじるものであるということで、これについてもですね、廃案を求めています。それに今年には憲法改正がですね、問題になります。埼玉弁護士会としましては、これから出てくるであろう憲法改正案に対してですね、立憲主義、国民の権利自由を守るためにですね、国家権力を制限するという、これが立憲主義の考えです。この視点と弁護士は人権を擁護することを使命として、そのために法制度の改善を努力しろと、こういう使命があります。この観点からですね、これから出てくる案に対して、立憲主義あるいは人権侵害の危険は無いのかという視点からですね、広く検討して、それで市民の皆さんに対する、勉強会、あるいは広報的な活動をしていきたいと思えますので、是非ですね、それらについても皆さんのご参加をお願いしたいと思います。

それでは今日はゆっくりとお考えいただきたいと思えます。

基調報告

「表現の自由の原理と個人の尊厳 実名犯罪報道と『忘れられる権利』」

愛知大学教授 長峯 信彦

司会 山下会長ありがとうございます。
た。

次に表現の自由や、忘れられる権利などの研究に取り組まれている愛知大学教授の長峯信彦先生より、基調報告をいただきます。

テーマは表現の自由の原理と、個人の尊厳。実名報道被害と、忘れられる権利です。長峯先生、宜しくお願いいたします。

* * *

長峯 皆さんこんにちは、ご紹介いただきました長峯信彦でございます。私は名古屋の私立大学の愛知大学というところで、法学部で憲法を担当しております。今日はこういう会にですね、お呼び下さいまして、誠にありがたく光栄に存じます。

さて、早速ですけども、私のレジュメちょっと字がゆらゆらしていて、本当に申し訳ありません。これは私の不手際で、直前にFAXをしたものですから、見にくい字になっておりますけれども、8ページほどございまして、表現の自由と忘れられる権利、個人の尊厳は果たして守

られているのか、とこういう表題で話をさせていただきたいと思います。ただこのレジュメはですね、基本的に私が、昨年書きました論文をほぼそのままレジュメに直したような形になっておりますので、ちょっと専門家向きというか、少し堅苦しい内容になっております。で、ちょっとレジュメに無いようなことも少し補足しながらお話しをさせていただきたいと思っております。

先程会長からもお話しありましたように、表現の自由と忘れられる権利っていうのは、ともすれば衝突するような関係で捉えられがちなんですけども、まず根本的な問いといたしまして、表現の自由っていうのは本来何のために存在するのか。例えばネットに色んな人が色んなことを書きますよね。人の悪口を書いたり、俺の表現の自由だって書く。しかし、それって本当に憲法で保障されるべき表現なのか、どうか。ここがまさに問題なんだと思うんですね。

忘れられるべき対象はですね、色んなものがありまして、今日私の後に非常に興味深い設例がいくつか出てまいります。皆様にもアンケートにご回答いただいて



ですね、それを元に我々がまた議論をさせていただくんですけども、例えば自分の不手際で載せちゃった写真も忘れられるべきなのか、あるいは自分は全然関与していないけども、誰かが勝手に自分の情報を載せてそれを削除して欲しい、忘れて欲しい、世間から皆さん忘れて下さいという話なのか、大分話しが異なってくるのかもしれない。ただいずれにしてもネットに色々アップする人からすると、これは私の表現の自由なんだと、俺が表現したことを何で他人が勝手に削除するのかというような反論が必ず聞こえてくる訳であります。

ですから、表現の自由って本当はなん

なのか。例えば犯罪の報道があった。世間が知りたいていうから、加害者の名前も、被害者の名前もこうバナー出してしまう。しかし、私達が本当に知る必要があるものは、そこの中に含まれているのかどうか、とかですね、そういった所を是非ご一緒に考えてみたいと思います。

まずレジュメの1ページ目の所なんですけども、先程申し上げました表現の自由は何のために存在すべきか、本来なんのために保障されなければならないのかという、すべきか、されなければならないのかという、このべき、とかこの何とかしなければならぬというこういう

表現が使われております。こういう言い方をですね、ちょっと難しい言い方ですが、規範論と申します。こうしなきゃいけない。こうされなければいけない。という風に何かを義務付けるような言い方ですね。要するに憲法で保障しなければならないのは何か、何でこれが保障されていないかならなければいけないのか。そういう問いかけでございます。

実は表現の自由っていっても、何かの表現が自動的に保障される訳ではなくて、これは保障すべきだね、いやいやこれは保障すべきじゃないねっていうそういう区分がやはりある訳ですね。例えば名誉毀損の表現っていうのは、これは日本の法律、判例でもあるいは世界中でも基本的にそれは保障されるべきではないということがほぼ一致して、今、全世界、少なくとも先進国では確立してると思います。ですから表現の自由だから何でもかんでもオーケーでは無いんですけども、しかし、果たして名誉毀損なのかな、果たしてどうなのかなって微妙な表現ってたくさんあると思うんですよね。その辺のラインをどう考えるか、にあたってですね、やはり原点は何であるか、ここを是非一緒に考えてみたい訳です。

で、日本の表現の自由の研究っていうのは、最初アメリカの憲法学での研究から、こう入って来まして、最初の所を書きましたように、このトーマスエマソンっていう人が書いた有名な論文これ1963年の論文なんですけど、そこで提示された4つの契機というものが、あります。個人の自己実現、心理への到達、

社会的決定への参加、共同体の安定と変化を支える均衡。これだけ読むと何か難しい話しだなあっていう風に思われると思うんですが、そのすぐ下に個人主義的契機という言葉と、もう少し下に、民主主義的契機という言葉を書かせておきました。要するにですね、私個人があーしたいのこーしたいのっていうそういうことを理由にして、表現の自由は保障されなければならないんだっていう考え方が一つ大きな柱としてあります。他方もう一つは、いやいや私個人とか、誰個人のじゃなくて、表現の自由を保障することによって、この社会全体が、民主主義社会全体が健全に維持されることになるでしょ、その民主主義を維持するという、制度的な価値。民主主義という私達の制度、システムというか、私達の暮らしを支えるこの基礎的なシステム、制度を、きちんと維持するという、そのために役立つんじゃないのっていう二つの大きな考え方があるわけですね。で、これを二つの大きな柱と呼んでおきますと、一つは個人主義的な契機。契機というのはまあ発想というか、それをきっかけにして根拠を見いだすという意味なんですけども、もう一つは民主主義的な柱ですね。要するにこの二つの柱が大きく重要なものとして認識されている。これは日本の憲法学会でもこのこと自体は全く異論を持たれていません。

さて、それでは次の黒カッコの二番の所なんですけど、表現の自由と忘れられる権利。日本における研究はですね、憲法学者の奥平康弘という方が、非常に熱心

に行なわれて、もう既に30年位経つんですが、皆さん奥平康弘っていう名前をどっかで聞いたことがあるかも知れませんが、多分皆様が覚えていらっしゃる場合はですね、奥平先生は、しょっちゅう新聞にコメントが載っていた大変著名な憲法学者でしたので、お亡くなりになったのが2015年ですけども、彼の新聞のコメントがしょっちゅう載っていた時代、丁度私が学生時代だった30年前なんてしょっちゅう何か事件や判決があるとですね、新聞社は必ず奥平さんの所に行つて、コメントを聞いてくるっていう。まあそういうことが多々ありましたので、何となく覚えているっていう方もいらっしゃるでしょうし、あるいは憲法九条を守る運動で有名な九条の会の最初の創始者が9人の文化人で始まりました。その9人の文化人の中には大江健三郎とか井上ひさしといった著名な作家がいたり、そして梅原猛といった非常に有名な人類学者がいたり。他方憲法学者としてそこにいたのが奥平康弘だったんですね。ですからとにかく多方面で、大活躍をされてた方ですが、研究面でも正に学会のリーダーとしてこの表現の自由論の先駆者としてですね、研究をされていた。その原理論的な、つまり、何で、何故表現の自由って必要なの。何で大切なものって一番の大本の原理的な部分をですね一生懸命考えた大先生だった訳ですね。

それに続けてですね、色んな有名な先生方が色々ご発言なさっているわけですけども、ここで一つ上げましたのは、樋口陽一、この方も現在憲法学会の大御所

中の大御所なんですけど、表現の自由は本来「個人の尊厳」を究極の価値原理とする憲法体系の中で、保障されるべきではないのかっていうこういう言い方をされて、もう随分年数が経っております。「個人の尊厳」っていう言葉は普段はあんまり聞かないかなって思うんですけど、「個人の尊厳」っていう言葉はですね、憲法の24条に明記してある文言なんですけども、話の中身といたしましては、憲法の13条、私達が条文を開いてみると、「個人として尊重される」って書いてあるあの条文のことです。憲法の13条は憲法全体を貫く最も基本的な条文と申し上げて良いかと思うんですけども、といますのは、もちろん平和憲法9条も大事なんですけども、あるいは生活保護を受ける権利、憲法25条こういうのも非常に大事なんですけども、ただ、より根本的、より一番基本的な話しは何かと言えば私達人間が一人の個人として、ちゃんと国家が見てくれる、ちゃんと尊重してくれる、私達を一人一人かけがえのない存在として尊厳をもった存在としてきちんと守ってくれる、そういう大前提中の大前提が書かれているのが憲法13条でございます。ですからここを抜きにしていくら戦争を止めようよとか、戦力持つの止めようよとかって言っても全て何かこう話が薄っぺらくなってしまいます。やはり何で戦争がだめなのかといえば、それは私達一人一人尊厳を持った個人が何で憎しみもないただ違う国籍の人だっという人を殺しに行かなきゃいけないのか。おかしいじゃないか。あるいは私達が何で

全然憎しみを持たれてない相手方からただ単に国のトップが仲が悪いという理由で殺されなきゃいけないのかって考えると、おかしいじゃないのって、そういう考え方になるんですね。ですから一番の大本は、やはり、私達一人一人に尊厳がある。私達は一人の個人として尊厳があるってこの部分なんですね。ですから今日の大きなキーワードは「個人の尊厳」ということでありまして、これを究極の価値原理とする憲法体系っていう風に樋口陽一がずっと昔から唱えているわけですが、究極の価値原理って言う言い方も大変難解な感じに聞こえるんですけども、今申しましたように、一番の大本の大切な考え方とっていただければ、別にそんなに難しい話しでは無いかと思えます。

他方ですね、正に今日お集まりの皆様、問題関心お持ちでいらっしゃると思うんですけども、この他者の尊厳を傷つけ誹謗中傷を専ら意図したかのような表現が世の中に多々存在しているわけです。それはもうネットという世界では、永久に記録され、記憶されていくという現実があるわけですね。これが先程申しましたように、表現の自由なんだと、俺があいつの悪口書いたって俺の表現の自由じゃないかという風に表現の自由をあたかも気取って名乗ってしまっている。僭称という風にして書いておきましたけども、本当に名乗る資格があるのかなという、そういう問題があるんですね。

それで私は今日改めて一つ問題提起をさせていただきたいのは、そのネットに

書かれているそういうのが良いか悪いかってということについては、多分普通の良識、常識を持った方々であれば、これはちょっとだめだろうねってことは大方合意できるものが多いのではないかなと思います。もちろん合意出来ないものがあったり、意見が割れたりするものも色々あるでしょうから、ですから後で皆様にアンケートを答えていただくのにとっても意味がありまして、後で議論、私も含め3人、4人で議論しますけども、所々意見が割れる可能性もございます。そこをどうか面白く聞いていただきたいと思うんですけども、そのですね、そういった色んなネットの情報の元々の源泉が個人の過去に由来している、過去に関する報道が大きく影響している、この実態なんですね。

例えば、有罪が確定していない逮捕段階の情報って考えて見ますと、皆様、日頃新聞やニュースをお読みになるときに、誰か殺人事件で逮捕されたって載りますよね。逮捕されたのが、「あいちたろう」という人間だとすると、「あいちたろう」は犯人に違いないと、皆思ってしまうわけです。ところが、実は一ヶ月後に真犯人が逮捕されました。それは「おおさかじろう」という人間だったとなれば、「あいちたろう」違ったんだって他の地域に住んでいる人はそう思ってそれで終わりですけども、「あいちたろう」さんの周辺はあいつは殺人犯で逮捕された人間だっていう風に皆白い目で見ますよね。その人ひょっとしたら仕事失っているかもしれません。あるいは仕事を失

わないまでも、本当は何かやったんじゃないのという風に見られてる可能性もあるかもしれません。ですから、逮捕段階での、情報が、本当に大切なのかどうかっていうことも考えてみる必要があるんですね。じゃあ例えば一ヶ月後に逮捕された「おおさかじろう」さんが、真犯人だってことで逮捕された。多分全国の人間があの人真犯人だよ、あいつは悪い奴だよ、「おおさか」の家はだめだよって一部の心ない人は「おおさか」の家にですね、本人いないのにお父さんお母さんいるだけなのに石投げたりですね、ガラス割ったり、そういう嫌がらせをするかもしれません。ところが、その「おおさか」さんが裁判になって、最終的な判決が無罪だった場合、これはどうなるでしょう。そうしますと、最終的に判決が無罪になれば、日本の法制度上は、全く罪に問われないわけですね。本当はひょっとしたら真犯人全然別の所にいるかもしれないわけです。というかいるんでしょう。そうなった時、「おおさかじろう」は真犯人だって散々皆で叩きまくったこの話はどうなるのか。彼はとっくに仕事を失っているかもしれませんし、もうその辺の近くには住めなくなっている。家族とも離婚なんかしているかもしれません。そういう人生の大きな被害を受け続けているかもしれない人達が、果たしてどうなっちゃうのか。

こういうこと考えますとね、やはり、何の情報もいつまでネットに蓄えていかなきゃいけないのかってことはきちんと考える必要がある。そこで、今日の重要

なテーマ「忘れられる権利」っていうことになるわけです。やはり昔ならば、人の噂も75日という言葉がありました。最近若い学生に人の噂も75日って説明して言うんですけどね、先生何で75日なんですかって、何で60位じゃないんですかとかね、大まじめに反論されたり質問されたりするんですけども、私だって75日の意味なんて分かりませんよって言うんですが、この75日どころか、75年間どころかネットに蓄えられた750年間位もうずっと記録され、記憶され続ける可能性が出てくるわけですね。これをさすがに放置するのは果たして「個人の尊厳」という観点から見てどうなんだろうかと思うわけでございます。

さて2ページ目のほうなんですけど、今度は表現の自由と知る権利っていう問題なんですけども、これもちょっと学問的な話で大変恐縮ですが、とても大事な点ですので、少しじっくりお話しをさせていただきたいと思いますが、まず最初ですね、黒カッコ1番の表現の自由の原理ということでありまして。これは冒頭に申しましたように、表現の自由というのは何故保障されなければならないのか。何度も繰り返して恐縮ですけれども、表現の自由って自動的に保障される訳ではないんです。名誉毀損の表現とか、非常に社会に悪質な影響をもたらすであろうそういうエログロナンセンスって言い方はしたくありませんけども、社会に害悪をまき散らすであろう表現は、そのわいせつなものとかですね、非常に悪影響もよおすものについては、これは規制し

ていいだろうってことが一応成り立っておりますけども、しかし実際にどこでどう線を引くかっていうのは難しいわけですね。どうして保障されなければならないのかっていうのは、やっぱりこの根拠は理由があって初めてこれは絶対規制しちゃいけないんだとか、これはまあ規制してもしようがないかなとか、色々別れるわけですね。

この話を考えるとき、やっぱり一つ参考になる重要な問題として、国家権力というそういうファクターでございます。結論から申しますと表現の自由とか、言論の自由っていう、何とかな自由っていうのは、私達が持ってる何とかな自由っていうそういうものはですね、常に国家権力からの自由、そういう位置づけになっております。例えば、今日皆様が会場にお越しになっている。実は今日皆様は既に憲法上の自由を行使しておられるんですね。何だか分かりますか。専門家の方々は百も承知で分かっちゃうんですけども、法学部に行ったことは無いという方からするとそんな憲法の自由なんて行使したことないよって思われるかもしれないですね。実は今日皆様がこういう集まり集会に来ておられるということは憲法 21 条で保障されている集会の自由という憲法上の自由を皆様行使しておられるんですね。ですから私達は日々憲法上の自由や権利を沢山行使してます。

ちょっと余談、ちなみになんですけども、実は集会の自由以外にも皆様は憲法上のある権利を行使されているんですね。何でしょうか、お分かりになります

か。これね、いきなり聞くと何だろうって思うかもしれませんが、今日皆様の服装や髪型、これは誰がお決めになったか当然ご自身でお決めになったわけですね。今日はすごく寒いかどうか、今日は暖かいかどうか、昼間暖かいかもしれないとか、雪が降るかもしれないとか、そういうことを考慮して、服装もお選びになっている。これは全て憲法上は自己決定権という一つの権利なんですね。自己決定権というのは、憲法には書いてありませんけれども、学説や判例によって、さっきの憲法 13 条から導き出される権利として、一応広く認識されているものであります。ですから私達はですね、知らず知らずのうちに憲法上の自由とか権利を実は沢山行使しているんですね。沢山と申しますのは、例えば、自分の進路を決める、例えば高校生とか大学生であれば、当然自分の自分自身について自己決定をする、服装髪型とはまたレベルの違う自己決定権を行使していることになったりですね、色々あるわけです。

さて、話戻りますけども、表現の自由の原理を考える上で、アメリカにおいて行なわれた国旗の焼き捨てという事件をちょっと考えてみたいと思うんですね。この上に書きましたように、戦争や軍拡を進める政権、具体的には 1980 年代のレーガン政権の時代の話なんですけど、あるジョンソンっていう若者がですね、当時二十歳ぐらいだったと思いますが、若者がですね、「このレーガンのくそったれ」って路上で公道、公の道ですね、アメリカ国旗を持ち出してきて、アメリカ

はとにかくあっちこちに国旗があつてですね、皆さんもテレビ見ると、アメリカの星条旗があちこちに貼られていたり、手に持っていたりって映像見ると思うんですけども、彼は持って来て火を投げ捨てて、火を付けて「アメリカのくそったれ」みたいなことを、要するに政権批判みたいなことを、路上でパフォーマンス的にやったという事件がありました。アメリカはですね、国旗にももの凄い法律がある国で、国旗を焼いちゃいけない、破っちゃいけない、引きちぎっちゃいけない、そういうことが決められているだけじゃなくて、国旗を掲げるときはどの簾よりも高く掲げなきゃいけないとかですね、高さとか色々決まってるんですね。あとピクニックの時にござ代わりに尻に敷いちゃいけないとかですね、そういうこともちゃんと書いてあるんですね。ある時国旗の模様をパンツにした、パンツの後ろのお尻の部分に縫い付けたそういうパンツを売ってたらしくて、その国旗のパンツを履いていた男が会社の苦情か何かで、なんだ国旗をパンツにしてんだ、つまりそのパンツでそのまま座ればですね、国旗を踏みつけてることになる、だから国旗を踏みつけた、踏みつけてる、これはアウトだっていうことが問題になったりしたこともあるんですけど、まあ日本人からしてみると何でそんなバカみたいな話って思うようなことでも、アメリカ人は大まじめに国旗国旗国旗ってもの凄く言うんですね。ですから国旗を焼き捨てるっていうのは、かなりセンセーショナルな表現だということが

お分かり頂けるかと思います。日本でももし、日の丸を公の場で焼いていたらすぐに誰か飛んでくることになるんじゃないかと思いますが、ただ他方ですね、ジョンソン始め、ジョンソンだけじゃなくて、色んな人が国旗の焼き捨てという表現行為をやってる本人達は表現であると、これは政治権力に対するプロテストの表現であるという言い方で、大々的にやるのが今まで何度もあった訳です。そのまねをしたというかですね、その一貫、政権批判の一貫として、彼はその国旗を焼いたということがあったわけですけども、この事件に関してですね、テキサス州比較的保守の場所ですと彼は地裁・高裁・最高裁と州の裁判所ですと有罪が続きました。最後に彼の弁護団がですね、連邦の最高裁に上訴したんですね。アメリカの裁判制度っていうのは州で三審制で、ダメでもですね、最後連邦、つまり、合衆国全体の裁判所にもう一回最後に上訴してそこで勝負をするっていうことがしょっちゅうあります。アメリカの連邦の最高裁で、何とジョンソンに対する無罪判決が出たんですね。その理由はここに書きましたように、国旗焼き捨て行為は、政治的なメッセージを有した行為表現だから、これを禁止してはいけない。表現の自由として憲法の保障が及ぶんだ。こういう判決を下しました。これは丁度私が大学院に入った年に判決が出まして、これは凄いなって思って、最初の研究対象にして、私のデビュー論文はこれを元にした象徴的な表現の論文なんですけども、要するにです

ね、何かを燃やすことによって自分のメッセージ、意思をそこに託して表現する、これを象徴的表現っていう風に憲法学では言うんですが、この象徴的な表現も、重要な表現の自由の保障されるべきものであるという風に私は考えました。アメリカの判決もそういう風に考えてですね、こういう判決が出たわけですけども、ここで大事なことはですね、表現の自由ってのは、一見すると、法律上は犯罪行為になっているようなものでも、つまり、国旗を、ただ何の目的も無くそこで、あー寒いなって例えばゴミの付け火にして燃やした場合どうなるか。これだめなんですね。何の意思も無い、何のメッセージ性も無い。表現の自由としての価値は全く無い。ただ単にゴミの付け火で国旗を燃やしたら、法律違反です、犯罪です、こういう話しになるんです。だけどもちゃんとした政治的な意思やメッセージを持って燃やした場合は、これは表現の自由として、保障されるんだっていう。これが先程の最高裁の論理なわけです。これやはり重要な点はですね、国家権力との対抗関係、緊張関係、こういうものを有した行為は、ちゃんと保障されるべきだという点ですね。それともう一つは、さっき冒頭に申しました表現の自由の一つの根拠としての柱、民主主義という意味合いですね。例えば政治権力を批判する意味で、軍拡や戦争をガンガン推し進めるレーガン政権に反省しろという意味で、国旗を燃やして注目されたというこういうことは、広い意味で、民主主義の健全な維持に資するという意味が

あるのではないかと、少なくともゴミの付け火でただ適当に火を付けているんじゃないんだ、という風にアメリカでは理解されるわけです。ですから国家権力に立ち向かうそういう緊張関係を持った表現行為、そして、民主主義の維持という一つの重要な目的を持って行なう民主主義的な政治的なメッセージを持った行為であればこれはきちんと保障すべきなんだという、こういう観点からですね、表現の自由は厚く保障されるべきだっていうのは根強くあってですね、この考え方自体は日本の憲法学会でも広く受け入れられております。

このことから表現の自由には優越的地位があるという言い方をよくいたします。この優越的地位っていう言い方はですね、実は今日レジュメには書いていないんですけども、憲法の条文を見ると、何となくそのようなことが分かることがあります。と言いますのは、先進的な自由権とりわけ表現の自由に関してそうなんですけども、例えば憲法思想良心の自由、憲法19条ですね、あと精神的自由権の条文としては20条の信教の自由、宗教を信じる自由、信じない自由。そして21条の言論・出版・集会・結社その他一切の表現の自由。そして23条の学問の自由。この4つの条文が概ね精神的自由って言われるんですけども、この条文には公共の福祉による制限をしますとは書いてないんです。他方、日本国憲法には経済的自由と呼ばれる条文が2つほどありまして、1つは憲法22条これは居住・移転・職業選択の自由ってことで、

皆さんどっかでお聞ききになったことがあるかもしれません。もう1つは29条財産権の保障ですね。私達に私有財産が認められるのは、つまり社会主義国家でない理由は私有財産権の保障が憲法上明記されているからでありまして、ただし、その29条の私有財産権の保障のところには、公共の福祉によってその内容を定めるというような趣旨が書いてあります。だから、経済の自由に関しては一定程度、場合によっては公共の福祉によって制約しますよってことが憲法上書いてある。他方、精神的自由の方の条文には書いて無い、ということから、数学では不等号の記号だしていただくと分かりやすいんですが、その不等号のこういう記号で、大きく口の開いた優先されるこっちの方が、表現の自由をはじめとする精神的自由。この不等号の閉じている方、つまり小さい方が経済的自由という風にご理解いただくと、そのこっちの不等号の大きな方、つまりこっちの方に優越的地位が保障される、こういう考え方があります。

それですね、知る権利と、表現の自由、次のとこなんですけども、自由権と社会権っていう言葉を書きおきました。先程申しましたように、私達が行使する何とかな自由っていうのは、基本的に自由権という権利でありまして、正に私達が表現の自由という自由権を行使して、何を書いてもいいのかどうか、正にここが問題なわけなんですけども、基本的には国家権力からの妨害や、干渉を排除する権利、こういう意味でそういう定義

づけになっているわけですね。それに対して社会権っていうのはその逆でして、そのすぐに下の方に、書きましたが、必要に応じて国民が国家の積極的措置を要求する権利、生活保護を受ける権利とか、教育を受ける権利、労働者として守られる権利、こういうものは全て社会権であります。イメージ的にはこう思っていたかといいと思いますね。自由権っていうのは「国家権力は向こう行って」、「あっち行って」、「こっち来ないで」、押し戻すイメージですね。社会権は逆なんです。「こっちちゃんと来て」、「私のところお金だして」、「助けに来て」、「労働者としてちゃんと守って」、「私が過労死しそうな時ほっとかないでちゃんと来て」、というこういうイメージですね。自由権は「向こう行って」、「こっち来ないで」っていう。だから全然矢印が逆なんですけども、今日問題になっているのは、正に自由権のレベル、「国家権力向こう行って」というそういう話なんですけども、国家権力がずっと向こう行きっぱなしで、何にもしません、私は何にも知りません。表現は、人の悪口書いても何でも何やっても自由です、という話でいいのかどうかっていうそこなんです。

さあ時間がちょっと押して来ますので、3ページ目の方に、ここが今日の本題というか、一番皆さんと考えたいところなんですけども、実名での犯罪報道、何が本質的に重要な情報かということで、黒カッコの1番ネット時代における犯罪情報の公共性。知る権利の真の対象は何なの

かということですね。先程申しましたように、犯罪報道って実名で行なわれていますよね。私達は普通に例えば「あいちたろう」逮捕された、「おおさかじろう」真犯人だった。ああそっかそういう人間が犯人なんだっていう風に思い込んでしまう。しかし、裁判やって違う証拠が次々出てきて、無罪になることだって十分あるわけです。で、考えますと、果たして私達にとって重要な情報ってなんだろうかって思うわけです。この3ページ目の少し上から奥平康弘のすぐ上のところに書いてあることですが、犯罪を起こしたとされる被疑者個人。これ、犯罪を起こしたと決まった訳ではないので、被疑者なわけですが、疑いがかかっているというだけですが、ただしこの人犯人として逮捕されましたってなると、やっぱり誰もが「あの人やったんだね」ってこういう目で見ちゃう。そういう時にその人の顔写真、あるいは性的嗜好性を含むようなプライバシーの情報、あるいはそれとは別に、いわゆる個人情報としての氏名、肩書き、在籍学校名といったようなこういうことを果たして犯罪報道にとって、本質的な情報と言えるのだろうかという、こういう問題意識をずっと私は持っております。で、他方でですね。さっきのように「あいちたろう」さん逮捕されたけど、犯人じゃありませんでしたって時、じゃ間違っって逮捕した人誰なのって思いますか。まず思わないですよ。間違っって逮捕した警察官の名前、逮捕を許可した裁判官の名前。考えたり、こういうことを追及する人いませんよね。だけ

ど間違っって逮捕して、間違っってその人を拘禁して、数日間でも牢屋にぶち込んだりしてればですね、それはやはり間違っった国家権力の行使をしたわけですから、そういうことをした人達の実名っていうのは、全く報道もされないし、問われることもされない。これはどう考えても変なんじゃないかっていう風に私思うですね。これは将来的にはですね、税金を使って国家権力を行使した人達の名前こそやはり報道すべきなのではないか。で、もし、ちゃんとした真犯人であれば、これはお手柄なわけですから、別になんら恥ずかしいことはなくて、まだ犯人かどうか分かってない一般市民の名前だけバァーッと世間に出てしまうっていうのは、やはりものごとの公平ってことから考えるとちょっとおかしいのではないかっていう風に考えております。

さて、次のですね、個人特定可能情報なんですけども、犯罪報道におけるいわゆる公共情報として氏名、顔写真、性別、年齢、住所、帰属、そして過去、あるいは性的嗜好性といったものが、単独ですぐ誰って分かってしまう場合もありますし、2つ位組み合わせれば、すぐに誰って分かっちゃう場合もありますし、いずれにしても、今すぐにほじくりだして、わーっと騒ぎ出して、これどこそこのだれそれ、高校どこ、部活何やったとか何もかもがネット上に出てしまう。こういう個人特定可能情報っていうのは、元を正せば、これ実名で報道されたことが、起源になっていることがほとんどなんですけども、やはりこれをネット上で長く

記録、記憶し続けて、世間の晒し者にすべき必要性があるのかどうか、原理的、規範的必要性があるのかっていう。先程申しました憲法の究極の価値原理の尊厳に照らしたとき、およそ考えられないんじゃないかという風に思います。

4頁目の方ですけども、私達市民が主権者として本当に知る権利を主張しなければならない話って何なんだろうかってことですね。どっかで犯罪が起きたその加害者なり、被害者の個人情報なり、プライバシーを私達知らないで、人生送っていけないのか。そんなことはないわけですね。知る権利って言葉が、よく言われるんです。例えば報道機関がその実名報道することに対して、我々のグループっていうか、我々の先輩達ですね、何で報道機関は何でもかんでも実名報道するのかって問いに対して、いやこれ社会的ニーズがあるから、社会が知りたいって言ってるからっていうそういう言い方をよくするんですけども、果たして世間の人々が本当に知りたいのか、あるいは知りたいと思っても、それは本当に知らなければならない話なのかって考えた時、その2つはやはり切り離さなければならないだろうと思います。つまり欲望として知りたいって話と、どうしても私達が国民として知っておきたい、どうしても知らないで困るといふ情報とは、やはり大きなレベルの差があるのではないかと。私達がどうしても知らなければならないだろう、知っておく必要があるだろうって情報は、例えば、税金の使い道がどうなってんのだろうかと、今出されている法

案はどのような内容なのか、年金どうなるのとかですね、あるいは諸々の国家権力の行使、あるいは日本がひょっとしたらどっかで軍事行動するかも知れないってことになったら、どこで、何を、何のためにですか、ちゃんと説明してってことは当然主権者として知る権利があるし、必要があると思います。つまり私達の生命とか自由、幸福追求、平和、将来に係わるような政治の情報、あるいは司法に係わる情報、社会公共についての重要な情報ですね。どっかの誰かが痴漢をしたその痴漢の犯人が誰であるかっていう、そういう情報は私は重要情報には全く入らないと思ってますけれども、政治・司法・社会・公共についての重要情報が本来の知る権利の対象なのではないかってことですね。

実名報道されるとですね、無実である場合はもちろんなんですけども、こっから先は皆さんのご意見が違ふかもしれませんが、私は仮に有実、真犯人だったとしてもですね、その人の情報をずっと蓄えて、皆でネットで叩きまくって、その人が未来永劫社会復帰が出来ないようにするっていうのは、これは社会の姿としてあってはならないっていう風に考えております。もちろんそれは違ふだろうと、犯罪を犯した奴は絶対皆で記憶しなくちゃいけないんだよっていう、こういう考え方もあるとは知れませんが、これは色んなご議論があるだろうと思いますが、少なくとも私は無実、有実を問わず、この公正な法的制裁、社会的制裁を受けた以上にですね、皆で晒し者にして、

その人の尊厳まで侵してしまう。大抵その場合は家族や、親族までズタズタにされますので、本人ではなくてですね、妹さんの結婚が破談になったとか、そういう話がしょっちゅうありますように、家族・親族までズタズタにされてしまいます。ですから、この被害っていうのは、計り知れないわけです。

主権者個人に憲法上保障された自由と権利っていうのは本当に何のためにあるのか、何のために保障されなきゃいけないのか、そして、私達の「個人の尊厳」、これは憲法の究極の価値原理であるわけですが、どうやってそれは守られるべきなのかって、その根本の問題をやはり考える必要があるんだろうと思います。

さて、次の3番のところなんですけども、ここもちょっと大事な点なんですけど、匿名報道と忘れられる権利っていう話として、私個人は、犯罪報道は、実名である必要はないという立場をとってはおりますが、今日は「忘れられる権利」に重点を置いてお話しをさせていただきたいんですけども、このネットっていうのは、もちろん独裁国家や権力の不正を皆で監視するっていう非常に重要な機能もあって、全世界で、例えば民主化運動やったその民主化を支えた民衆のツールはこれは、ネットだったんですね。最初にインターネットって出てきた時に、それを非常に恐れたのは、独裁権力者達だったわけです。ところが今、その独裁権力をぶったたくという非常に重要な機能とは別に、一個人をぶったたいて、つるし上げ

て晒し者にするっていうそういう問題が起きているわけですね。さっきから申し上げているように、メディアが最初に情報を世間に広めちゃうもんだから、逮捕されたの「あいちたろう」ですって言うと、もう「あいちたろう」に関する情報がウワーッと出るわけです。「あいちたろう」どこの高校卒業して、誰と付き合ってた彼女この人ですとかですね、そういう写真まで出てくる可能性がある。それはやっぱりやりすぎなんですね。やっぱりメディアの実名報道を、もし食い止めることが出来れば、これは大分話変わってくるのではないかと思います。これを例え話風に言うとですね、例えば、皆さんこういうご経験ないかもしれませんが、洗濯機のホースが付いている、洗濯機から元の水栓付いてますよね、あれ何かで事故で外れちゃうと水がバーッと出てくる場合があります。最近の洗濯機性能が良いので、外れると自動的に水が止まるような、何かそういうシステムになってるんですが、私今から、恥ずかしながら言うんですけど、30年前位に古い洗濯機を使ってて、あるとき水の水栓が外れてしまって水がばーっと出てしまって、その記憶がトラウマとして鮮明に記憶に残っているもんですから、こういう例え話するんですけども、大本の水栓を完全に止めることが出来るっていう状態は、正に実名報道はしない状態ですね。ところが、実名報道しちゃって、しかしポロポロ水が漏れるように実名の情報があちこちから出てくる丁度洗濯機のホースから穴が空いてですね、あちこちから水が

漏れて、床が水浸しになってる。そんなようなイメージを持っていただくと、要するに膨大な情報がポタポタいっぱい出てる時にですね、これをどうするかって、そういう問題なんですね。ホースごと風呂場へ移動してですね、水がポタポタ床に落ちないように、とりあえず避難して、水はもう全部風呂場で収納して、被害がそっちに、要するに床に出ないようにするというような、例えばそういうことがもし出来れば、大本の水栓は止められないけれども、しかし被害は最小限に食い止めることが出来るのではないかっていう風に思います。このホースを風呂場へ移動するっていうのが、正に「忘れられる権利」のイメージでありまして、実際に報道されて、色々世の中に情報が出回っちゃってるんですけども、私達がその後ネットでですね、「あいちたろう」っていうやつだろう、「おおさかじろう」ってどういうやつだろうって検索しようとしても、検索機能、いわゆる検索エンジンですね。ヤフーとか、グーグルとか検索機能ってあるじゃないですか、で、検索機能と、個人名で接続を遮断する。これが出来れば被害は非常に少なく済むわけですね。先程申しました、ホースをお風呂場へ移動して、水はポタポタ出てるだけ、全部風呂場に流れるだけで、世間には出てこないという、そんな状態をイメージしていただくといいと思います。これが「忘れられる権利」の重要なポイントですね。「忘れられる権利」っていうのは情報そのものを全部止めちゃうっていうことではなくて、検索機能を

遮断することによって、少なくとも世間の人からは、すぐにアクセス出来なくしてしまう。その結果、人の噂も75日かどうかはともかくとして、いつの間にか皆が忘れてくれると、こういう状態が出来るのではないかということですね。

4番のですね、4ページ目から5ページ目に書いたスウェーデンっていうのは、スウェーデンはですね、実際に実名報道しておりませんで、基本的に匿名報道でやっているんですね。ですから、この地球上には、何もかもが実名報道ではなくて、実は匿名報道でも国や社会が回っているってところがあるということ、これを是非知っておいていただきたいと書きました。ちょっと時間の関係でスウェーデンは省略いたしたいと思いません。

5ページ目のですね、「忘れられる権利」。これは現在ヨーロッパで大きく動きはじめてまして、6ページ目の方はアメリカの話ですけども、「忘れられる権利」の元々の考え方は自己情報コントロール権なんですね。自分の情報は、自分でコントロール出来るはずだっていう、そういう考え方です。私達、誰だって、自分の事は自分で知りたいし、自分の情報を勝手に誰かに操ったり操作したり加工したりっていうのは、誰だってやだになって、そう思いますよね。自分の情報を自分でコントロールすべきだし、出来なければおかしいっていう、こういう考え方に基づいて、今ヨーロッパではですね「忘れられる権利」が法定化されてます。実際に法律化されてると言っている

と思います。これはEUヨーロッパ連合です、一つ大きなデータ保護規則ってものが、5ページ目の比較的下の方に2012年データ保護規則案って書いてあるところですけども、レジュメの5ページ目の下の方ですが、データ保護規則案ってというのが、欧州議会に提出されて、そこに「忘れられる権利」とか、消去する権利、そして一番下の方に書いたデータを移転する権利といったものが、記載されておりまして、6ページ目の上の方ですが、6ページ目の一番上の方ですけども、昨年度、2016年に欧州議会において、データ保護規則案が可決されまして、2018年、今年EU全域で発行することが決まっております。ですからEUに加盟している国々はですね、もう国内法いちいち作らなくても、「忘れられる権利」、これは実際は消去される権利で統一されておりますけれども、自分の情報で気に入らないなと思うものに関しては、特に問題が無ければですね、自分で申請して消去出来ると、こういうことが権利化されているという状態にあります。これは正に私達が言ってる「忘れられる権利」と同じ話でありまして、このヨーロッパ社会が非常に大きく動き始めているっていうことは、今日こういうシンポジウムが開かれるっていうのは一つのきっかけにも多分なったのかなあと考えております。

他方、アメリカはどうかっていいますと、アメリカっていうのはそれと全然逆向きでして、アメリカは日本よりもずっと遅れていまして、一言で言えば自分で

やったことは自分で落とし前つけときなっていう、こういう社会なんですね。アメリカ憲法には社会権っていうのありませんし、もうとにかく自力救済、自分の事は自分でやりなさいと。お金持ちになるのも自由、のたれ死にするのも自由、努力した者が報われるのは自由、だけど報われないのも自由、国家は何もしません、どうぞ皆さん勝手にやって下さい、国家は何もしません。という極端な言い方をするとこれに近いんですね。もちろん現在のアメリカ政府はもうちょっと色々福祉とかケアは色々やってはいますけれども、基本はですね、それを権利としては保障しないというスタンスですね。正に西部劇のカウボーイがピストル持って自分の家を守りたいな、そういうイメージで、自分のことは自分で守りなさいと、悪口言われて悪口書かれたお前も悪口反撃して書けばいいじゃないかっていうね。これを対抗言論といいます、上の方に書きましたが、言論で対抗しろとこういう言い方をするわけです。けどネットイジメみたいなものに対抗出来るはずはないわけで、こういう時どうすんのっていうのが正に問題なのに、アメリカ憲法の世界では、未だに自力救済で行くべきだなんて言ってる人が結構いるんですね、ちょっと時間ありませんので、アメリカの話はヨーロッパの逆であるということをお伝えしておきたいと思います。

さて、最後に8ページ目のところですけども、一気に最後の方に行って恐縮ですが、私の時計数字の5をご覧ください

きたいと思います。表現の自由とあるべき制度ということなんですけども、やはり表現の自由を考える時にですね、何らかの制度的なもの、制度って言い方をすると、何だかちょっとイメージ湧かないって人は、システムとか、仕組みっていう風に置き換えていただいてもいいと思います。要するに何らかの仕組みや、システムこういった要するに野放しの自由ではない何らかのこの組み立てが必要なんだろうと思うんですね。その組み立てとなるのも適当にその辺にバラック小屋をバァーと建てればいって話しじゃなくて、やはりどういう原理原則に基づいて、表現の自由っていう柱を建てるのか、これが先程から申し上げているように、表現の自由は何のために保障されなければならないのか。結論から申しますと、私達個人が表現したいからという、個人という柱と民主主義の維持という柱、この2つの大きな柱。これどっちも大事な柱です。民主主義の時により注目されなければいけない要素は、国家の権力や強い者に対抗するために発せられる表現というのは、これは基本的に保障されなければいけないということです。弱者が強者の権力、権力っていうのは、公権力、国家権力だけじゃなくて、社会的権力と呼ばれる場合もございます。企業の権力に向かって、一労働者が「こんな働き方させて僕は過労死しそうだよ」という、そういうメッセージを発信するときに、やはりそういう表現は守られなければならないだろうと思うわけですが、逆に多数の人がよってたかって少数の人

をいじめる、そういう表現はこれは果たしてどうなのかなと思うわけです。表現の自由っていうのはやはり基本は「個人の尊厳」であるってということには、この原理原則をきちんと認識した上で、それを満たす、それを叶えるシステム、制度をどうやって作っていくか。そのシステム、制度を別に目に見えるどっかに建物を建てるってことではなくて、その一つが重要なシステムとしての制度として、考えられるのが、「忘れられる権利」ではないかいと私達は考えております。で、願わくば「忘れられる権利」ともう一つ匿名報道っていうそういう制度も実現できたらなと思うんですね。

これ8ページ目の下から5番っていうセクションの真ん中の辺りに長峯ちゃんちゃんと書いてあるところをご覧いただけるかと思いますが、私の構想というか一応方向性は「忘れられる権利」と匿名報道という2つを追い求めるそういう構想なんですけどね、ただこれはかなり欲張りな構想で、正に二兎を追う者は一兎をも得ずということになりかねないので、当面日本ではですね、匿名報道に一気に切替えるというのは中々難しいのではないかと認識していますから、まずは急ぐべきは「忘れられる権利」。この「忘れられる権利」をきちっと確立して少なくともネットによって膨大な被害を被っている多くの方々を救うべきであろうと、私達にとってのきちんとした尊厳を保たれる社会をまず築いて、その上で果たしてこんな報道必要なのかっていうことを将来的にですね、実名犯罪報道が本

当に必要なのかっていうことも含めてより深く社会全体で考察して行ければと思っています。

最後に「公共的討論の過程に注がれる理性の力への信頼と蘇生こそが大切」というこれはかつてアメリカの最高裁判事を務めたブランダイスという有名な法学者なんですけども、この人の言葉を皆さんと共にかみしめてお話しを終わらせていただきたいと思います。

どうもご静聴ありがとうございます。

* * *

司会 長峯先生、「個人の尊厳」という原理に立ち返り、表現の自由の意義を問い直し、「忘れられる権利」の重要性を訴えかける貴重なお話、誠にありがとう

ございました。

これより10分間の休憩にとさせていただきます。休憩後には、神田弁護士からの最高裁決定報告、パネルディスカッションを行ないます。また、会場の皆様、この休憩時間をご利用いただき、設例アンケートへのご協力をお願いいたします。係の者がアンケート回収箱を持って会場を回りますので、お手元のアンケート用紙にご記入いただき、ご提出いただければ幸いです。また、会場の受付にも回収箱を設置しておりますので、そちらのボックスへのご提出でも結構でございます。何卒ご協力宜しくをお願いいたします。それでは、これより10分間の休憩とさせていただきます。2時40分頃までには席にお戻りいただければと思います。宜しくお願いいたします。

埼玉弁護士会主催

2018年2月3日(土)

「表現の自由と忘れられる権利を考えるシンポジウム」
インターネット社会の問題点 知る権利と忘れられる権利

大宮市・埼玉市民会館

≪ 表現の自由と忘れられる権利 ≫
—— 個人の尊厳は果たして守られているか ——

長峯 信彦 (憲法)

≪ I. 基本的な問題意識 ≫

根本的な問い：◆「表現の自由」は本来何のために存在すべきか
本来何のために保障されなければならないのか

【1】アメリカの憲法学での考究

Thomas I. Emerson, *Toward a General Theory of the First Amendment*,
(トーマス・エマソン) 72 YALE LAW JOURNAL 877, 878-886 (1963).

表現の自由の原理的基礎：4つの契機

- ①個人の自己実現
- ②真理への到達
- ③社会的決定への参加
- ④共同体の安定と変化を支える均衡

①②など⇒「個人主義的契機」を重視する立場

「表現が保障されるのは、共同善(collective good) の手段としてではなく、表現行為が個人にとって価値があるからである。」 Baker, *Scope of the First Amendment Freedom of Speech*, 25 UCLA L. Rev. 964 (1978).

★表現は手段ではなく、それ自体が目的であり価値だと説くのが特徴

③④など⇒「民主主義的契機」を重視する見解

「アメリカ憲法の第1修正(精神的自由権を一般的に保障する条文)が保護するのは“発言する自由”ではなく、我々の“統治(govern)”を支えるところの諸活動である。そこで利害関心がもたれるのは、私的な権利ではなく、公権力と政治責任なのだ」

Meiklejohn, *The First Amendment is An Absolute*,
1961 Supreme Court Review 245, 255 (1961).

★民主主義などの「制度」維持の目的に表現の自由が資する点を強調

【2】表現の自由と忘れられる権利

憲法学者・奥平康弘が本格的に考究 『なぜ「表現の自由」か』(1988年)

表現の自由は本来「個人の尊厳」を窮極の価値原理とする憲法体系の中で保障されるべきもの ⇐ e.g., 樋口陽一「憲法・第3版」(2007年)

↓ (他方)

他者の尊厳を傷つけ誹謗中傷を専ら意図したかのような表現が(昔から存在はするものの)近時はネット上に多々存在し、永続的に記録・記憶され続けるという問題
憲法上“表現の自由”を偲称している事態

誹謗中傷表現の本質的な理非曲直は論ずるまでもないが、むしろ、それら情報の主要な源泉が「個人の過去」(逮捕歴・有罪歴といった“犯罪”歴等)に関する報道が大きく影響しているという実態が重要

e.g., 有罪が確定してもいない逮捕段階の情報

⇒永続的にネット空間等で記録・記憶され続けるべきか否か

情報機器類が著しく進化し国境や階層(階級)を超えてほぼ全世界に普及した今、ネット上に蓄積される情報は、ただ単に“表現・報道の自由”として黙視・看過できない状況に来ているのではないか

◆忘れられる権利の重要性 ⇐表現の自由との関係が問題

＜Ⅱ. 表現の自由と知る権利＞

【1】表現の自由の原理

◆「表現の自由」は、なにゆえ保障されなければならないのか

アメリカ：戦争や軍拡を進める政権に対する抗議表現としての「国旗焼き棄て」
国家権威を表象する物体（権威的表象物）の“尊厳”や権威を汚す行為（国旗焼却・
国旗損傷等）は、法律上は全て刑事犯罪

↓（しかし）

アメリカ連邦最高裁 ジョンソン判決（1989年）

「国旗焼き棄て行為は政治的なメッセージを有した抗議表現であるから、
表現の自由として憲法の保障が及ぶ」と明確に判示

自国の国旗の“尊厳”を汚す者さえも無罪放免にした、と全世界で多くの人々が驚いたが、この判決はその後アメリカで判例法理として定着

表現の自由は、どのような自由として原理論的に位置づけられるべきか

◆国家権力との対抗・緊張関係という原理的視座の重要性

◆民主主義社会の健全な維持という特別の使命

表現の自由の◆「優越的地位」

【2】知る権利と表現の自由 —— 自由権のディレンマ

自由権＝国家権力からの妨害・干渉を排除し得る権利

（国家権力の「不作為」を求め得る権利）

私たちの「言論・表現の自由」「報道の自由」といった「～の自由」とは、
いずれも「国家権力からの自由」を意味する。したがって、その領域に
安易に権力が介入してはならない、というのが憲法上の大原則

（逆に）

生活保護を受ける権利（憲法25条）、教育を受ける権利（26条）、労働者として守ら
れる権利（27・28条）など、国家の積極的行為（作為）を求め得る権利は「社会権」

社会権＝必要に応じて国民が国家の積極的措置を要求し得る権利

・憲法21条の文言：「一切の表現の自由」を保障

・博多駅テレビフィルム提出事件最高裁決定（1969年）

「報道機関の報道は、民主主義社会において、国民が国政に関与するにつき、重要な
判断の資料を提供し、国民の「知る権利」に奉仕するものである。したがって思想
の表明の自由とならんで、事実の報道の自由は表現の自由を規定した憲法21条の保
障のもとにある。」

↓（このように）

★「知る権利」と「報道の自由」は「不即不離の関係」との位置づけ

（ただし）

知る権利には、情報公開請求など国家の作為を要求する点で、
社会権的な要素も複合的に含まれる場合がある、という点に注意

・「知る権利」には「報道・取材の自由」も含まれるという理解の下に、メディアは
憲法上の「表現の自由」の一貫としてこれを行使し得ると解されてきた

（しかし他方）

・権力はその地位と威光を利用して、自ら「政府の言論」（government speech）を
ふんだんに流しまくっているという現実あり（昔なら大本営発表）

★「言論の自由市場」は、実は無力化しつつあるのではないかという疑問

≪Ⅲ. 実名での犯罪報道 —— 何が本質的に重要な情報か ≫

【1】 ネット時代における犯罪情報の“公共性”？ —— 「知る権利」の真の対象

- ・ 刑法 230条の2 第1項「前条第1項〔名誉毀損〕の行為が公共の利害に関する事実に係わり、その目的が専ら公益を図ることにあったと認められる場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときはこれを罰しない。」
 - ・ 法曹関係者・メディア関係者のあいだでは、犯罪情報は基本的に「公共の利害」が存する「公共情報」であるとの位置づけが一般的
 - ↓ (そして)
 - ★ 今までの裁判では、あくまでも、行き過ぎた報道・過熱報道に対し
 - ・ 「報道された“事実”が真実と証明できるか」
 - ・ 「真実だと信じたことに相当の理由があったか」 が争点として争われたのみ
 - ↑ (しかし)
- 犯罪をおかしたとされる被疑者個人のプライバシー（顔写真、性的指向性等）や個人情報（氏名・肩書・在籍学校名等）は、果たして犯罪報道にとって本当に本質的に重要な情報と言えるのだろうか？

奥平康弘『知る権利』（1979年）

「国民の知る権利は、もともと主権者たる国民が国政に関する情報を入手し利用し、こうして国政に参加するためのものである。この点に、知る権利の憲法上の本質がある。
 ・ ・ ・ だが他方、何でもかんでも国政にかかわる事柄であり、主権者として知る必要がある、というほどに広いものではない。
 ・ ・ ・ 早い話、〔ある〕特定個人を識別したうえで、〔当該個人〕は、今どうしているか知らなければ主権者たる国民としては困る、とはいえない。別言すれば、人間の好奇心・興味を満足させることが・ ・ ・ 憲法上の知る権利の本質でも、目的でもあるわけではないのである。」(278頁以下)

↓ (むしろ)

冤罪を予防するために、被疑者個人のプライバシー・個人情報よりも、被疑者を逮捕した警察官や逮捕礼状を發した裁判官など

◆税金を使って国家権力を行使した人の氏名こそ実名報道すべき

ではないのか

↑ (ただ、他方)

憲法論として重要なのは、民間企業であるマスメディアそのものにいきなり強制的な法規制をかけることには慎重でなければならない、という点である（自由権の悩み）

【2】 個人特定可能情報

犯罪報道における“公共”情報として

氏名・顔写真・性別・年齢・住所・帰属（職業・勤務先・在籍学校名等）

過去（出身学校・前職・前科その他）・趣味・性的指向性、等

に関わる情報で、単独で又は複数を併合することにより、本人を特定する

ことが容易に可能になってしまう◆個人特定可能情報

↓ (しかし)

公権力者でもない市民が被疑者・刑事被告人である場合、そのような情報を他の市民が把握し、ひいてはネット上などで永く記録・記憶し続けて晒し者にすべき原理的・規範的な必要性は、果たして存するのだろうか

◆憲法の「個人の尊厳」原理に照らした時、およそ考えられない

↑ (なぜなら)

私たち市民が主権者として本当に「知る権利」として主張しなければならない事項は税金の使途・法案・年金・諸々の公権力行使・軍事行動（戦争行為）など総じて私たちの「生命・自由・幸福追求・平和・将来」に関わる
◆政治（立法・行政）・司法・社会公共についての重要情報
だからである。

- ◆実名報道により、無実・有実を問わず、公正な法的・社会的制裁を受ける以上に晒し者にされ、個人の尊厳を侵されてしまう（家族・親族等までも）
★まして無実ならば、その被害は計り知れない！
↓（この問題は）
- ◆「主権者個人に憲法上保障された自由と権利は本来何のために存在するのか」というすぐれて原理的・規範的な問題
- ◆「憲法の窮極的な価値原理たる<<個人の尊厳>>は如何にして守られるべきか」という根本問題

【3】匿名報道と「忘れられる権利」

ネットの効用：独裁国家や権力者の専横・不正を暴くといった「権力監視機能」
⇒弊害にどう対処すべきか

冤罪・報道被害の直接的な遠因：警察による誤認逮捕
その直接的・間接的な原因：メディアによる実名報道

◆人々を苦しめ続ける隠れた元凶は、実は「メディアによる実名報道」
↓（もし）

この実名報道さえ食い止めることができれば、その被害はかなり和らげることができるはず。そもそも「忘れられる権利」で削除対象となる検索機能との接続も、元を正せば、メディアによる最初の実名報道記事（及びその後の膨大な派生的情報）との接続が検索機能によって可能になってしまうからであり、両者はひじょうに重要な関連性を有している。

↓（譬え話で言うと）

★「実名での犯罪報道を止めて匿名報道に切り換える」＝「大元の水栓を完全に止める」

- ①水栓を止められず洗濯機のホースの多数の損傷箇所から水が漏れて床が水浸しになってしまった場合【匿名報道が実現できず膨大な情報が世に溢れ出てしまった場合】
- ②損傷箇所を全て一気に塞ぐことはできないけれども【膨大な情報をこの世から全て削除するのは不可能だけれども】
- ③ホースをとりあえず風呂場のようなところに運べば、被害は最小限に食い止められる【検索機能との接続が遮断できず実名報道記事に辿り着けてしまっている状況でも、「忘れられる権利」の行使によって検索機能との接続を遮断すれば（ホースを風呂場へ移動）、実名報道記事にすぐには辿り着けず、被害は最小限に食い止めることができるはず】
↓（少なくとも）

日本では匿名報道が導入される機運はまだ熟していない以上

◆「忘れられる権利」の確立が急務

【4】スウェーデンにおける匿名報道の成功実例

スウェーデンの新聞・放送（テレビ・ラジオ等）の全てを対象にした
報道倫理綱領(Code of Ethics for the Press, Radio and TV)

- ①否定しがたいような社会的な関心[利害] (undeniable public interest)がなければ、プライバシーの侵害となるような報道は慎まなければならない。
- ②一般市民にとって氏名に明白な社会的関心(obvious public interest)がない限り、氏名の公表が人権侵害になるような報道は止めなければならない。

◆日本と大きく異なり、判決後でさえ、「氏名」自体には公益性はないとされている

③もし、被疑者・被告人・確定囚の氏名を報道しないならば、そのときは、写真・職業・肩書き・年齢・性別等、本人を特定できる特徴も当然報道してはならない。

↓（日常的に監視する制度として）

★プレスオンブズマン制度(Press Ombudsman for the General Public)

オムブズマン(1人)はマスコミの自主的な制度で、不当報道(苦情の有無に拘らず)に対し、弱い立場の市民に代わってメディアを日常的に監視 ⇒「検察官」的役割

★報道評議会(Press Council) : 報道倫理綱領に反していないかを調査・裁定する権限

↓

「裁判官」的役割: 新聞発行協会・ワリストクラブ・記者労組の代表各1名、市民代表2名、議長(法曹界より)計5名 [浅野健一「新版 犯罪報道の犯罪」(2004年)IV章]

≪IV. 忘れられる権利(忘れてもらう権利)(the Right to be Forgotten)≫

【1】自己情報コントロール権とヨーロッパ社会(EU)

憲法上の「個人の尊厳」原理 ⇒ プライヴァシー権・自己決定権

- ・個人の情報を自らがコントロールすることはプライバシーの重要な側面
- ・自己の情報は自らがコントロールする権利があるはず

◆「自己情報コントロール権」

ネット時代の表現は、人を傷つけプライバシーを不当に暴きながらネット上に半永久的に残ってしまう、という特殊現代的な危険性を孕む

◆「忘れられる権利」: 検索機能を持つ(グーグル、ヤフー等)プロヴァイダ業者に対し(一般的に) 個人名と検索機能との遮断などを要求し得る権利

↓(本来は)

検索機能(検索エンジン)を利用して個人名を検索にかけその種の情報に辿り着くことを困難にすべく、検索機能との接続を遮断することが、本来の「忘れられる権利」(というのは)

- ・情報削除それ自体を徹底的に追求してしまうと(名誉毀損が明確な場合以外)表現の自由との衝突の問題が発生
- ・情報それ自体をネット上から完全に消すことは現実的にも極めて困難(か不可能)

↓(そこで)

検索機能との接続を遮断することで、ほとんどの場合、情報自体が世間から「忘れられる(忘れてもらう)」ことが可能に♪

≪ 自己情報コントロール権の徹底・実定化に大きく動くヨーロッパ社会(EU)≫

EUの行政執行機関である欧州委員会(European Commission)

1995年制定「データ保護指令(Directive)」を改定

2012年 ◆「データ保護規則(Regulation)」案(欧州議会に提出)

★第17条「忘れられる権利」(right to be forgotten)

「消去する権利」(right to erasure)

データ主体(当該個人)から消去(削除)の請求があれば、第三者への接続やコピーを消去するよう通知することをデータ管理者に義務づけ(違反者には罰金も)

★第18条「データを移転する権利」(right to data portability)

管理者から妨害されることなくデータ主体の意思で移転できることを権利化

2016年 欧州議会本会議 ◆「データ保護規則」を可決
2018年 EU全域で発効することが決定
↓ (これにより)
EU加盟国の国内法の制定を待たずに、加盟国を直接拘束する統一的な法規範に

◆忘れられる権利の確立にとって極めて大きな前進

【2】アメリカにおける「忘れられる権利」

アメリカ憲法論の現状 ⇒EUとは逆に、忘れられる権利を認める論調は希薄
↓ (その特徴は)

- ・「忘れられる権利」による情報遮断ではなく「対抗言論」によって言論空間で闊え
という自力救済の発想
- ・連邦最高裁が「表現の自由」に傾斜しすぎた自由絶対主義的(リバタリアン)思潮
↓ (つまり)

アメリカは表現の自由を大事にしているようで、実態はむしろ逆か

財力や社会的権力を持った強者の“自由”を結局は保障しているだけであって、そこで無視され続けるであろう市井の個人やマイノリティー・社会的弱者らの尊厳・名誉は捨て置かれてしまっている

◆アメリカ憲法論の限界 表現の自由論のディレンマ

★リチャーズ(Neil Richards)「知性あるプライバシー」(2015年)

INTELLECTUAL PRIVACY (Oxford Univ.Pr. 2015).

「プライバシーを理由に第1修正に課される制限は絶対的なものではない。民事上の不法行為としてのプライバシー侵害という論理は、人を傷つけるような表現やプライバシー情報暴露に対しては貧弱な手段でしかない。しかし〔忘れられる権利のような〕他の法的手段ならば、より効果的である。」

プライバシー議論の違い：アメリカとEUの隔たりは大きい

アメリカ⇒「客観的な第三者の合理的な感覚(reasonable sensibilities)」が中心

EU⇒「本人の個人的感覚(personal and individual sensibilities)」が中心

★タニック(Mark Tunick)「プライバシーと表現の自由とのバランス」(2015年)

BALANCING PRIVACY AND FREE SPEECH (Rootledge 2015).

- ・ネット上で執拗に他人の過去を暴き続けることは半永続的な非法的制裁
⇒この種の不当・不正な制裁は回避しなければならない
- ・逮捕歴等の“犯罪”情報は秘匿しておくだけの正当な利益があり忘れられる権利は必要

「行為と制裁が正しく釣り合っているべきという比例原則は、事柄をこれ以上拡大させないための限定の原則(limiting principle)だ。この限定原則は、報復の連鎖を断ち切るのに役立つ。処罰・制裁には必ず上限つまり終息点が存在しなければならない。でなければ、犯罪への処罰は終身刑にも匹敵した残酷なものになってしまう。」

「もし〔過去の〕情報が一般大衆の耳目に半永久的にいつまでも晒されれば、過去の非行を悔い改めたとしても・・・もう一度やり直して他者と新たな絆を築き、社会に溶け込んでゆく(reintegrate)ことが極めて困難になってしまう。」

【3】概念の変容と批判論

「忘れられる権利」概念の近年の変容

以前：自分が提供した自己に関するデータを自ら消去できる権利

近年：他人が提供した自己に関するデータ・画像・情報であっても、本人がプライバシー侵害と考える場合には、その情報をウェブサイト管理者に対し削除要求できる権利（実際に何が削除され得るかの判断は具体的事案による）

↓（しかし）

アメリカでは「検閲」と批判する論が根強い

★批判論の急先鋒 法学者ローゼン(Jeffrey Rosen) 3つの場合分け

①自ら投稿した情報を自ら削除する（検索機能との接続を遮断も）場合

②自ら投稿した情報を他人が転載・拡散した場合に、

これらを自らの手で削除する場合

③他人が投稿した自己に関する情報を自ら削除する場合

↓（ローゼン曰く）

「①はアメリカでは異論ないだろう。問題は②と③だ。たとえば若気の至りで投稿した内容を後悔して削除要請した場合、若者の異議申し立てのみが根拠となってフェイスブック等に個人サイトの情報を削除させることができるのか？ もしできてしまったら、その萎縮効果は大きいし、表現の自由への侵害に当たる。」

（たしかに）

◆削除権を全面的に認める主張には、私（長峯）としても慎重でありたい。「本来の忘れられる権利」は野放図な拡大を求めるものではなく、あくまでも個人の尊厳とプライバシー保護という目的の範囲内での接続遮断が本旨であるべき。

【4】情報の公正な実践(FIP)と通信品位法(CDA)

◆「情報の公正な実践（的取り組み）」という規範的準則

(Fair Information Practices=FIP)

FIP準則⇒アメリカで1970年代から構築・発展してきた概念

個人データを処理する上で要請される「善き規範的準則（慣行）」のこと

↓（後に）

アメリカのプライバシー法(Privacy Act)などにも具体化され、
全世界に拡大へ

アメリカ政府報告書が過去に掲げた5原則（e.g., そのうちの一つの原則）
・個人を特定可能な(identifiable)データを創出・保存・使用・拡散しようとする組織体は全て、その目的使用(intended use)におけるデータ・・・が誤用（悪用）されることのないよう、合理的な予防策(reasonable precautions)を採らなければならない。

↓（前出リチャーズ曰く）

「この FIP 準則が言論・表現の自由を制約するはずがない。データプライバシーに関する規制のほとんどは、〔アメリカ憲法で表現の自由等の精神的自由権全般を保障している〕第1修正には影響しない・・・

データ処理者(data processors)に対し、人を傷つけるようなデータを暴露させないよう義務付ける準則は、仮に第1修正上の価値に負担を課すことがあったとしても、ごく稀でしかない。」

◆連邦法「通信品位法 CDA (Communications Decency Act)」 230条(47 U. S. C. § 230)

に規定された免責条項

⇒データ管理(control)・処理(process)の責任を免責する条項

ある者が創出・展開させた情報が、第三者を傷つけるような内容であったとしても、当該プロヴァイダ(Pv)は人を傷つけるような情報の発出者(publisher)としてみなされるべきではなく、あくまでも当該情報を伝えた経路〔導管〕(conduit)に過ぎないとみなされるべきである、とする考え方

⇒プロヴァイダ (Pv/ウェブサイト管理者含む) に易々と免責を与えてしまう

(このように)

アメリカでは一般に情報の内容の責任をPvが負わされることはないとされてきた

↓ (しかし！)

サイト管理者は場を提供するだけでなく内容も提供しているのだから、当然情報群に対して責任があるはずだ、との新しい考え方も少しずつ台頭

アメリカの下級審判決の中には少しだが変化も

↓ (それが)

◆2011年 ピルケスキー対ガテッリ事件判決

Pilchesky v. Gatelli, 12 A.3d.430 (2011).

(ペンシルヴェニア州高等裁判所 Superior Court of Pennsylvania
管理者ピルケスキーの掲示板に匿名の数人が女性市議会議員への誹謗中傷
(bitch, whore, world's biggest assholeなど)を書き込んだ事件

州高等裁判所はサイト管理者に対し、投稿者を特定して突き止めるよう判示

↑ (ただし条件付き)

- ①名誉毀損を証明するだけの証拠が存在すること
- ②投稿者の特定が民事上の救済のために不可欠であること
- ③匿名の投稿者たちの請願も原告による民事上の救済と同等に扱われること
- ④裁判所が比較衡量する際「表現の自由の利益」も考慮すべきこと

◆下級審ではあるが従来の表現の自由一辺倒の判断基準が緩和され、進展が見られ始めたことは注目してよい。アメリカはEUに比べればまだまだ遅い歩みで萌芽でしかないが、一定の変化が今後見られるかもしれない。

◀V. 「表現の自由」と在るべき「制度」—— 結びに代えて ▶

奥平康弘の原理論

「表現の自由はたしかに主観的・個人的な性質の顕著な権利だが、この権利は他の基本的な諸自由を確保し、よき民主主義的秩序を維持するという、客観的な制度的な目的に仕えるものでもある。」
「なぜ「表現の自由」か」(1988年)

「人間の精神活動にかかわる権利〔は〕制度とのつき合いが相当に密接あるいは密接になりつつある。・憲法全体の構造から見れば、諸個人のこの権利は、社会を成り立たしめ発展させ、国家をはたらかしめ、その軌道を修正させ、憲法が掲げる国家目標の実現に向かわせるという、客観的な目的=制度的な目的ともつながっている。」

「憲法Ⅲ」(1998年)

◆表現の自由は、決して傲慢を表出したり、他者の尊厳を蹴散らしてしまうような自由でもなければ、効用追求のための単なる帰結主義的手段でもない。利己的放恣の否定という自制的・禁欲的な規範意識の下に、あくまでも健全な◀制度▶目的に沿った、品格ある強力な自由として位置づけられるべきではないだろうか。

憲法全体の構造にとって必要な客観的・制度的な目的の実質は、時代時代で構成し、練り直してゆくという継続的営為なしには紡ぎ出せないだろう。

長峯：「忘れられる権利」と「匿名報道」という二兎を追う欲張り構想

↓ (しかし)

◆日本において急ぐべきは「忘れられる権利」の一兎

忘れられる権利の確立は急務だが、その野放図・無限定な拡大には慎重でなければならず、概念の外延画定が必要。他方、ネット時代特有の非理性的かつ永続的な弊害に対応するため、そして表現の自由が「本来の表現の自由」として蘇生し、個人の尊厳が適正に守られるために、これらは現在及び未来における必要な「制度」であろう。

ブランダイス S. D. Warren & L. D. Brandeis, *The Right to Privacy* (1890).

◆「公共的討論の過程に注がれる理性の力」への信頼と蘇生こそが大切

Whitney v. California, 274 U.S. 357, 375-76 (1927).

(ながみね のぶひこ 愛知大学法学部教授/憲法)

判例報告

平成29年1月31日最高裁決定許可抗告申立代理人 神田 知宏

司会 それでは定刻となりましたので、次に、神田知宏弁護士に判例報告をお話しいただきます。神田弁護士は、昨年1月31日に最高裁決定がでた投稿記事削除仮処分事件において、仮処分の申立人側の代理人をされておられました。神田弁護士、宜しくお願いいたします。

* * *

神田 はい、こんにちは。弁護士の神田です。よろしくお願ひします。

この最高裁決定がどういうつながりで、今回お話しの中に出てるかという、先程長峯先生の基調報告の中に「忘れられる権利」という言葉が出てきていますが、この「忘れられる権利」という言葉の意味については、日本ではまだ定義がはっきりしていないわけで、色々な意味があると。その色々な意味がある中で、一つその検索結果を遮断する。検索結果で検索されない、検索サイトで検索されないと、そういう意味で「忘れられる権利」という言葉を使っている方が一定程度おられる。その中で、今回長峯先生が先程の報告をされていたと。今回この最決、最決というのは最高

裁決定ですが、最高裁決定、去年の1月31日の決定。これは、グーグルに対して検索結果を削除しなさいということをもとめた事件の決定であります。ということで、長峯先生の仰られる権利について最高裁がどのように判断するのか、ということを示したものだということで今回ここで話しさせていただくわけです。

では、話を進めます。最高裁決定のケースは犯罪報道のケースでした。これをさいたま地裁で申立をしたところ、削除が認められた。さいたま地裁で、ですね。さいたま地裁では削除が認められたと。そして話題になったものとして下の段に書いてあるさいたま地裁の異議審というところですね、犯罪の性質等にもよるが、ある程度の期間が経過した後は、過去の犯罪を「忘れられる権利」を有すると。こういう風に決定の中に書かれていたということで、これは日本で、日本の裁判で初めて「忘れられる権利」というものを認めたものだという風に報道をされたりもしました。実際には色々EUの「忘れられる権利」と同じようなものではないという解釈であるとか色々なされておりますけれども、こういった表現が

あったということで話題になったものです。ところがその後、東京高裁に移ったところ、東京高裁はこれを認めないと、表現の自由の方が優越するんだと、そういう判断をしました。そこで最高裁にいったところ、このような判断がでたわけです。色々6個の要件と言われておりますけども、色々な情報、この事件はどんな事件だったのだろうか、これを今表示しておくことの意義は何だろうかとかその人の被害はどんなものがあるのだろうか、ですね、色々なことを総合考慮して、表現の自由の方が優越するのか、それともこの人のプライバシーの方が優越するのか、そういったことを判断するんだという風に最高裁が言ったわけです。で、場合によっては削除してもいいケースがあるということになっておりますが、ただ残念ながらこの件では削除が認められておりません。

では、実際この最高裁決定を使って削除されるケースがあるのかということで、裁判例があるわけですが、最高裁決定が出た後、日本の色々なところで、犯罪報道の削除、検索結果の削除ですね、検索結果の削除について争われた事件がありました。最高裁決定の次にあるものとしては、名古屋高裁決定がありました。その次には東京高裁の判決がありました。これはお手元の資料には書いてないですが、ついこの間ニュースになってましたけれども、30年1月30日に、最高裁が上告受理申立を却下しておるので、確定しております。振込め詐欺の事案ですね。振込め詐欺の事案で、12

年経っているけれども公共の安全に係わるから検索結果の削除をする必要がないと言われております。その次が、高松高裁決定これもありましたね。当時薬事法に違反している件で、国民の安全ですね。消費者の安全生命に関わるから、消す必要がないというようなことが言われました。一番最後の東京高裁判決、これもつい最近出たやつですけども、30年1月25日にですね、歯科医師さんの歯科医師法違反というような事件でしたが、11年位が経っているんですが、歯科医師の資質に関わる事項だからということで、検索結果を削除する必要が無いという風に東京高裁は判断をしております。こういった風に認められていないんですね、ほぼ、犯罪報道に関しては削除が認められていないと、そんな状況です。

何年経っても削除出来ないのかと、ちょっとかわいそうじゃないかという風にやはり思うところがありますので、確かに1年、2年で削除してくれと言うのは早いんじゃないかというような感じもするのですが、逆に10年位経っていれば、さすがにもうかわそうなんじゃないか、最高裁の言っていることとしては、更生を妨げない利益とそういったこともありますので、犯罪者が更生するためには、10年も経って、前科前歴が晒されているのは、状況は、良くないんじゃないかということでですね、何年か経ったら、長い時間が経過したら消しても良いんじゃないかというような、そういう論点もあったんですが、先程示した色々な事案、10年経っても、11年経っても、12年経



ってもですね、公共の利害に関するから、消す必要無しと、そういう判断になっております。

最高裁決定で、プライバシー侵害が認められたケースはあるのかという点についてはですね、実際はあるんです。不起訴になったケースでは削除が認められている。グーグルの検索結果削除が認められています。あと冤罪のケース、これも冤罪なので、出しておく必要が全然ないですから、これも削除が認められております。あと珍しいところでは、個人の負債額ですね。すごく沢山負債がある人だったんですが、これがネットで晒されているということで、これについてはプラ

イバシーが優先するということで、削除決定が出ています。そして変わったところでは、名誉毀損については、最近少し話題になっています。昨年の最高裁が言ったのは、プライバシー侵害についての基準でしたが、じゃあ名誉毀損についてはどうなんだと、全くの嘘であると。嘘書いてある場合に検索結果の削除請求は出来るんですかという、そういう論点が、ありまして、東京高裁が29年10月30日に、真実でないことが明らかであるときは、削除してもいいよと、そういう判断基準を出して、ヤフーに対してですけれども、ヤフーに対して、削除せよと決定を出しております。これは良かった

なと思っていたんですが、つい先月末ですね、30年1月31日グーグルに対してですけれども、こちらは削除する必要がないという判断がでております。基準が高裁の場合と少し違いまして、これはお手元の資料にないですけれども、こういった判決も出ております。専ら公益を図る目的のものでないかとか、真実でない場合であって、重大にして回復困難な損害を被るおそれと、こういう要件を立てて、結局これ詐欺師という言葉でしたけれども、私は詐欺師なんかじゃありませんという主張を、検索結果を削除してもらおうと思ったわけですが、裁判所としては、あなたが詐欺師なのかどうか、証拠が無いので良く分かりませんと、そういう判断をして、削除を認めなかったと、こういった事件がありました。

ということで、まとめますと、プライバシー侵害について最高裁が判断を示し

たわけですが、実際には負債であるとか、不起訴であるとか、冤罪であるとか、誰が見てもそうですよねと、削除した方が良いですよねというようなものしか削除が認めておらず、犯罪報道に関しては、ほぼ間違い無く削除は10年経っても認めない、検索結果から消すべきでないという判断が出ているというのが今の実情です。ただ、一方嘘の情報、名誉毀損に関しては、削除を認めても良いんじゃないかという判断が出ていると、そういう現状になっております。

今後本当にそれで良いのかと、長峯先生もそれで良いのかという風なことは問題提起されていましたが、私も10年も20年も経って犯罪報道が出ているというのは中々おかしい状況じゃないかと思うので、これはまだまだ闘い所のあるのではないかなという風に思っているところです。私からの報告は以上です。

平成 28 年（許）第 45 号

投稿記事削除仮処分決定認可決定に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件

平成 29 年 1 月 31 日 第三小法廷決定

主 文

本件抗告を棄却する。

抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

抗告代理人神田知宏の抗告理由について

1 記録によれば、本件の経緯は次のとおりである。

(1) 抗告人は、児童買春をしたとの被疑事実に基づき、平成 26 年法律第 79 号による改正前の児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反の容疑で平成 23 年 11 月に逮捕され、同年 12 月に同法違反の罪により罰金刑に処せられた。抗告人が上記容疑で逮捕された事実（以下「本件事実」という。）は逮捕当日に報道され、その内容の全部又は一部がインターネット上のウェブサイトの電子掲示板に多数回書き込まれた。

(2) 相手方は、利用者の求めに応じてインターネット上のウェブサイトを検索し、ウェブサイトを識別するための符号である URL を検索結果として当該利用者に提供することを業として行う者（以下「検索事業者」という。）である。

相手方から上記のとおり検索結果の提供を受ける利用者が、抗告人の居住する県の名称及び抗告人の氏名を条件として検索すると、当該利用者に対し、原々決定の引用する仮処分決定別紙検索結果一覧記載のウェブサイトにつき、URL 並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋（以下「URL 等情報」と総称する。）が提供されるが、この中には、本件事実等が書き込まれたウェブサイトの URL 等情報（以下

「本件検索結果」という。)が含まれる。

2 本件は、抗告人が、相手方に対し、人格権ないし人格的利益に基づき、本件検索結果の削除を求める仮処分命令の申立てをした事案である。

3 (1) 個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきである（最高裁昭和 52 年（オ）第 323 号同 56 年 4 月 14 日第三小法廷判決・民集 35 卷 3 号 620 頁，最高裁平成元年（オ）第 1649 号同 6 年 2 月 8 日第三小法廷判決・民集 48 卷 2 号 149 頁，最高裁平成 13 年（オ）第 851 号，同年（受）第 837 号同 14 年 9 月 24 日第三小法廷判決・裁判集民事 207 号 243 頁，最高裁平成 12 年（受）第 1335 号同 15 年 3 月 14 日第二小法廷判決・民集 57 卷 3 号 229 頁，最高裁平成 14 年（受）第 1656 号同 15 年 9 月 12 日第二小法廷判決・民集 57 卷 8 号 973 頁参照）。他方、検索事業者は、インターネット上のウェブサイトに掲載されている情報を網羅的に収集してその複製を保存し、同複製を基にした索引を作成するなどして情報を整理し、利用者から示された一定の条件に対応する情報を同索引に基づいて検索結果として提供するものであるが、この情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるよう作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する。また、検索事業者による検索結果の提供は、公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入手したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている。そして、検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とさ

れ、その削除を余儀なくされるということは、上記方針に沿った一貫性を有する表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるといえる。

以上のような検索事業者による検索結果の提供行為の性質等を踏まえると、検索事業者が、ある者に関する条件による検索の求めに応じ、その者のプライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めることができるものと解するのが相当である。

(2) これを本件についてみると、抗告人は、本件検索結果に含まれるURLで識別されるウェブサイトに本件事実の全部又は一部を含む記事等が掲載されているとして本件検索結果の削除を求めているところ、児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕されたという本件事実は、他人にみだりに知られたくない抗告人のプライバシーに属する事実であるものではあるが、児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえる。ま

た、本件検索結果は抗告人の居住する県の名称及び抗告人の氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといえる。

以上の諸事情に照らすと、抗告人が妻子と共に生活し、前記 1 (1) の罰金刑に処せられた後は一定期間犯罪を犯すことなく民間企業で稼働していることがわかることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。

4 抗告人の申立てを却下した原審の判断は、是認することができる。論旨は採用することができない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 岡部喜代子 裁判官 大谷剛彦 裁判官 大橋正春 裁判官
木内道祥 裁判官 山崎敏充)

最決平成29年1月31日 と、その後

神田知宏

最高裁決定のケース

- 平成23年に児童買春で逮捕され罰金刑となった
- 自分の名前と居住地の県名をキーワードとして検索したところ、逮捕記事が表示されたことから、検索サイト運営者に対し、人格権侵害を理由に、検索結果を削除請求した事案

裁判の経過 1

- さいたま地裁は削除仮処分決定
→検索事業者が異議申立て
- 異議審（さいたま地裁）でも認可決定（削除を認めた）
「犯罪の性質等にもよるが、ある程度の期間が経過した後は過去の犯罪を社会から『忘れられる権利』を有する」
→検索事業者が東京高裁に保全抗告

裁判の経過 2

- 東京高裁は削除を認めないと判断
- 名誉権については「本件犯行は真実であるし、本件検索結果の表示が公益目的でないことが明らかであるとはいえないから、名誉権の侵害に基づく差止請求は認められない」
- プライバシー権については「本件犯行ははまだ公共性を失っていないことに加え、（中略）、本件犯行を知られること自体が回復不可能な損害であるとしても、そのことにより相手方に直ちに社会生活上又は私生活上の受忍限度を超える重大な支障が生じるとは認められないこと等を考慮すると、表現の自由及び知る権利の保護が優越するというべき」

そして最高裁 – 最決H29.1.31

- ①当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が②伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の③社会的地位や影響力、上記④記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の⑤社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を⑥記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべき
- (①～⑥を追記)

「当該事実の性質及び内容」要件

最決H29.1.31	児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項である
名古屋高決H29.3.31	電車内でスマートホンを用いて女子高校生のスカートの中を盗撮しようとしたというもので、同種事件の防止及び取締りの徹底を求める社会的関心は高く、特に、女子高校生やその親にとっては重大な関心事であることは明らか
東京高判H29.6.29	振り込め詐欺の事案において決して小さくない役割を果たしたのであり、本件逮捕から約12年が経過しているものの、本件逮捕事実は、現在でもなお公共の安全・平穩に関わる社会的に正当な関心の対象である
高松高決H29.7.21	保健衛生の向上を図り、消費者の生命、身体の安全を保護する観点から、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、その防止及び取締りの徹底について社会的関心が高い。
東京高判H30.1.25	本件逮捕から既に約11年が経過したとしても、今なお控訴人の歯科医師としての資質に関わる事実として公共の利害に関する事項に該当するというべきである

事件からの時間経過の影響は？

最決H29.1.31	今なお公共の利害に関する事項である
名古屋高決H29.3.31	関心は、時間の経過とともに薄れてゆくものであるとはいえ、本件事件の内容等に照らせば、短期間で社会的関心が正当でなくなるとはいえない
東京高判H29.6.29	約12年が経過しているものの、本件逮捕事実、現在でもなお公共安全・平穩に関わる社会的に正当な関心の対象である
高松高決H29.7.21	懲役刑の執行猶予期間の満了後いまだ2年程度しか経過していないこと、本件犯罪以外の余罪があることがうかがわれ、抗告人は、本件犯罪の収益について余罪も含めて賠償をしたことはいずれも、民事上の責任追及の余地があることからすると、本件犯罪に係る事実それ自体に対する公共の関心も、いまだ希薄化したものとはいえない
東京高判H30.1.25	本件逮捕から既に約11年が経過したとしても、今なお控訴人の歯科医師としての資質に関わる事実として公共の利害に関する事項に該当するというべきである

社会的関心・公共の関心が薄れているか否かで判断している

最高裁決定のあとプライバシー侵害で削除が認められた例

- 不起訴のケース
- 冤罪のケース
- 個人の負債額のケース
- 過去の犯罪報道によるプライバシー侵害は、きわめて限定的な条件でしか認められていない

- 東京地判H30.1.31（対グーグル：削除否定）
- 本件検索結果の削除，すなわち，本件摘示事実①及び②による表現行為に対する事後差止めは，①本件摘示事実①及び②による表現行為が専ら公益を図る目的のものでないか，又は，②本件摘示事実①及び②が真実でない場合であって，かつ，被害者が重大にして回復困難な損害を被るおそれがあると認められる場合には，上記表現行為の価値が被害者の名誉に劣後するということができ，有効適切な救済方法としての差止めの必要性も肯定されるから，検索結果削除請求が認められると解するのが相当である。

名誉毀損の検索結果削除請求

- 東京高決H29.10.30（対ヤフー：削除認容）
- 検索事業者がある者の名誉を毀損する事実を含む検索結果を提供する行為が違法となるのは、違法性阻却事由が存在しないことが明らかな場合、すなわち、検索結果に摘示された事実が①公共の利害に関する事実でないこと若しくは検索結果に係る投稿が専ら②公益を図る目的のものでないことが明らかであるか、又は検索結果に摘示された事実が③真実でないことが明らかである場合に限られると解するのが相当である。
- いわゆる相当性の抗弁（摘示にかかる事実が真実であると信ずるに足る相当の理由の存在）は検索結果請求の可否を検討する際には問題とならない

シンポジウム 設例

パネルディスカッション 前半 50分

以下の事例について、インターネット上の書き込みを、他の人が検索できない状態にすることについてどう思われますか。

設例1 飲酒のブログ

太郎さんは、21歳。就職活動中の大学3年生です。実は太郎さんは16歳の時、親が外出中に、友人ら数名と自宅で酒を飲み大変盛り上がり、その翌日、「未成年でもみんな少しくらいなら飲んでいるし、匿名だからいいだろう」と軽く考え、その時に撮った写真を自分のブログに載せました。しかし、そのブログ記事には、予想以上に「お前ら未成年だろ」とか「何調子に乗ってんだ」などの反論が多く来てしまい、ブログは炎上してしまいました。太郎さんは、あわててブログの記事を削除しましたが、その写真はインターネット上に多数転載され、写真から太郎さんの氏名住所などが発覚し、太郎さんの自宅にも、太郎さんを非難する電話や手紙が寄せられてしまいました。電話や

手紙は、しばらくしたら来なくなりましたが、現在でも、太郎さんの氏名をインターネット上の検索エンジンに入れて検索すると、太郎さんが飲酒をしている写真のほか、太郎さんの住所や、太郎さんが通っていた高校名などが簡単に表示されるようになってしまう状態です。太郎さんは就職活動に影響しないか心配な状況です。

設例2 過去のAV出演

花子さんは、郊外の集合住宅に住む30歳の主婦で2児の母、昼間に保母の仕事をしています。花子さんは、高校を卒業したばかりの頃、AV（アダルトビデオ）の出演をスカウトされ、「出演料も1本で10万円程度になる」、「数本なら出演しても周りにバレることはない」と言われ、軽い気持ちで2～3本のAVに出演したことがありました。花子さんの出演したAVは花子さんの予想外に売れましたが、1年ほどでビデオが流通することもなくなり、花子さんのAV出演も周囲に発覚することはなく、花子さんはホッとしていました。しかし、

10年たった今、出演したAVは「隠れた名作」などとして、裏のアダルトサイトにパッケージ・PV写真が無断転載されているほか、サイトによっては動画も閲覧できる状況になっていました。花子さんは、もし今後、近所にAV出演が知られば、仕事に影響が出るのではないかと悩んでいます。

設例3 政治家の変節

次郎さんは現在45歳。市議会議員としてダム設置を強く唱えています。しかし、次郎さんは、大学時代は、先輩の誘いで、ダム設置反対派のデモに参加したことがありました。このことについては、報道されることも、話題になることもありませんでした。しかし、1年前に、あるホームページの「ダム設置反対の歴史」というコーナーに、当時のデモ隊の様子が撮影された写真に次郎さんが映っていることが発覚し、そのことが様々な情報サイトなどに転載され、次郎さんは「変節政治家」「裏切り市議」として批判されるに至りました。次郎さんは、支持者や市民に説明・謝罪し、多くの支持者から励ましの言葉を受けました。しかし、ネット上では、次郎さんに対する批判は止まず、次郎さんや、次郎さんの後援会の関係者のところにも、毎日のように怪文書やいたずら電話がかかってくる。次郎さんとしては、これ以上ネット上で話題になっては、有権者にも誤解を与えることになり、次回の選挙にも影響してしまうのではないかと心配しています。

設例4 被害者報道

桃子さんは21歳、一人暮らしの大学生です。桃子さんは、インターネットの掲示板に自殺をしたい旨、書き込んだところ、黒男さんから「一緒に死のう」と書き込みがあり、連絡先を交換し喫茶店に待ち合わせをしたところ、黒男さんに殺害目的で睡眠薬を飲まされ意識不明状態になり、喫茶店の従業員が救急車を呼ぶ事態になりました。桃子さんが意識を取り戻すと、テレビで黒男さんが自殺サイトで知り合った女性に対する連続殺人の疑いで逮捕されたとの報道がされました。被害女性の顔写真は報道されませんでした。桃子さんは、「埼玉県さいたま市21歳女性」と報じられました。桃子さんは、報道機関に対して、実名や顔写真を報道しないで欲しいと要請しました。しかし、しばらくすると被害女性全員の身元が判明したと報道され、殺人未遂の被害者である桃子さんについては実名や顔写真はテレビに出ませんでした。桃子さんのツイッターのプロフィール画像がインターネット上に流出し、検索エンジンで黒男さんの氏名を入れて検索すると、桃子さんの実名・顔写真が出てきてしまいます。

(ディスカッションにあたり)

休憩 (10分)

パネルディスカッション 後半 (40分)

設例 5 犯罪報道①

三郎さんは35歳、無職です。10年前は仕事もお金もなく、野宿や、インターネットカフェで寝泊まりする生活をしながら、約10件から20件の空き巣をはたっていました。三郎さんは、そのことで逮捕され、裁判所で懲役3年の有罪判決を受けて、刑務所で服役しました。事件当時は、近隣で空き巣被害が多数発生したことや、犯行の手際の良さから、三郎さんの名前は実名で報道されました。服役後、三郎さんは、自分の行ったことについて悔い改め、生活を立て直し、前科のことを正直に話したうえで、ある女性と結婚することができました。また、前科のことを知られることなく、無事、就職することもできました。しかし、3か月前、たまたまそのときの事件報道の記事が転載されたサイトを見た勤務先の上司が、三郎さんの前科を知り、三郎さんは、会社を解雇されてしまいました。その後、三郎さんは「妻にはこれ以上苦勞させられない」と職を探し回り、これまで、10社以上の会社に応募してきました。しかし、インターネット上の検索エンジンで三郎さんの氏名を入れて検索すると、検索結果に、三郎さんの名前と前科の内容がすぐに表示されてしまうため、採用を拒否され続け、再就職は困難を極めています。

設例 6 犯罪報道②

四郎さんは26歳独身。四郎さんは、5

年前大学生でしたが、当時、一人暮らしで生活も苦しく、所属していた野球部の活動費などのために学生ローンを利用して、その返済も苦しかったことから、何度か書店で書籍などを万引きし、それを転売するなどして、窃盗で逮捕されました。事件は「名門野球部員が窃盗で逮捕」などと実名で報道され、四郎さんは、大学を退学しました。四郎さんは逮捕されたことで反省し、被害店舗に謝罪し、また両親の助力で被害弁償を行ったことから、事件については、不起訴となりました。その後、四郎さんは就職し、四郎さんの事件について報道されることもなくなりました。しかし、インターネット上では、そのときの記事が無数に転載されており、今でも、事件のことがインターネット上で簡単に閲覧可能であり、最近になって、会社にも、以前の万引きのことが知られてしまいました。

設例 7 犯罪報道③

五郎さんは30歳の独身男性。五郎さんは、10年ほど前に、有名大学の学生でしたが、わいせつ事件で逮捕され、その事件について、実名で報道されてしまいました。五郎さんは、その事件により、執行猶予付きの有罪判決を受け、大学を退学処分となりました。その後、五郎さんは、自身で事業を立ち上げ、当初は赤字であったものの、コツコツと営業努力を続け、徐々に取引先からの信頼も得られるようになり、現在は、2～3名の従業員も雇えるようになりました。事件に

ついでに報道自体は、事件後数か月で、なくなりましたが、インターネット上では、事件当時の記事が多数転載されていて、最近になって、インターネットの検索エンジンを通じて転載された書き込みを見た顧客から、取引を拒否されるということが多数発生するようになり、困っています。

さて、わいせつ事件が、それぞれ、以下のような内容だった場合は、どう思われますか。

(1) 五郎さんは、あるサークルに入っていました。そのサークルは、女子学生などを集めてコンパ（飲み会）を開くのが主な活動で、五郎さんを含む一部の男子学生は、飲み会の後、女子学生をアパートに誘い、その場のノリで数人の男子学生が女子学生らと性的関係を持つということを繰り返してきました。

五郎さんが逮捕されたわいせつ事件の容疑とは、とあるコンパの後に、とある女子学生をアパートに誘った際、部屋で、罰ゲームと称して、五郎さんら数人で女子学生に無理やりキスをしたり胸を触ったりしたというものでした。

(2) 五郎さんは、真面目な学生でしたが、大学入学後、ある女子学生 A さん

に熱を上げ、Aさんと交際していたことがありました。しかし、Aさんから「両親に交際を反対されている」などの理由で交際を断われ、交際は短期間で終了しました。そのときは、「両親が反対しているなら仕方ない」と五郎さんも納得していましたが、その後、友人からの話で「Aが『もともと五郎の後輩のBが好きだったんだけど、Bがなかなか振り向いてくれないので、五郎とは当て馬のつもりで付き合っただけ。本当、五郎なんかタイプじゃないわよ』などとボヤいていた」と聞いてしまいました。

五郎さんの起こしたわいせつ事件とは、友人の話を聞いた五郎さんが、Aさんが自分にうそをついていたと激怒し、Aさんを空き教室に呼び出して、怒りに任せてAさんを素手で殴打し、Aさんの衣類を脱がせ体を触るなどの行為に及んだというものです。事件報道では、このような経緯については触れられず、「五郎さんが、わいせつな行為をする目的で、キャンパスを歩いていた女子大学生に声をかけ、空き教室に呼び出し、密室で、嫌がる女子大学生の服を脱がして体を無理やり触った」という「わいせつ魔」のように広まってしまいました。

2018/2/3 表現の自由と忘れられる権利を考えるシンポジウム

設例へのアンケート用紙

別紙の設例1から7は、シンポジウムのパネルディスカッションの部でパネリストによります意見交換を予定しています。

ご来場された皆様には、各設例ごとにA、B、Cいずれかに○をいただけますでしょうか。

パネルディスカッションをお聞きになる前に作成をお願いいたします。

パネルディスカッションの最後に、ご来場された皆様のご意見の統計を報告させていただきたく考えています。

設例	A (削除賛成) 検索できない状態にすべきである	B (削除反対) 検索できない状態にすべきでない	C 分からない
設例1 飲酒のブログ			
設例2 過去のAV出演			
設例3 政治家の変節			
設例4 被害者報道			
設例5 犯罪報道①			
設例6 犯罪報道②			
設例7 (1) 犯罪報道③			
設例7 (2) 犯罪報道③			

アンケート用紙は、シンポジウムの休憩時間に、受付の回収箱・巡回しています係員の回収箱までご提出いただけたらと思います。

アンケートにご協力いただき、誠にありがとうございました。

パネルディスカッション

司会 神田弁護士ご自身の経験を元にした貴重なお話し誠にありがとうございました。続きましてパネルディスカッションに移らせていただきます。本日は、先程基調報告をいただいた長峯信彦先生、判例報告をお話いただいた神田知宏弁護士に加え、弁護士ドットコムゼネラルマネージャーである田上嘉一弁護士にパネリストを務めていただきます。また、コーディネーターは当会会員で投稿記事削除請求実務に詳しい中澤佑一弁護士、刑事弁護実務に詳しい長沼正敏弁護士です。配付資料の中の設例レジュメをご覧くださいながら、お聴きいただければと思います。

* * *

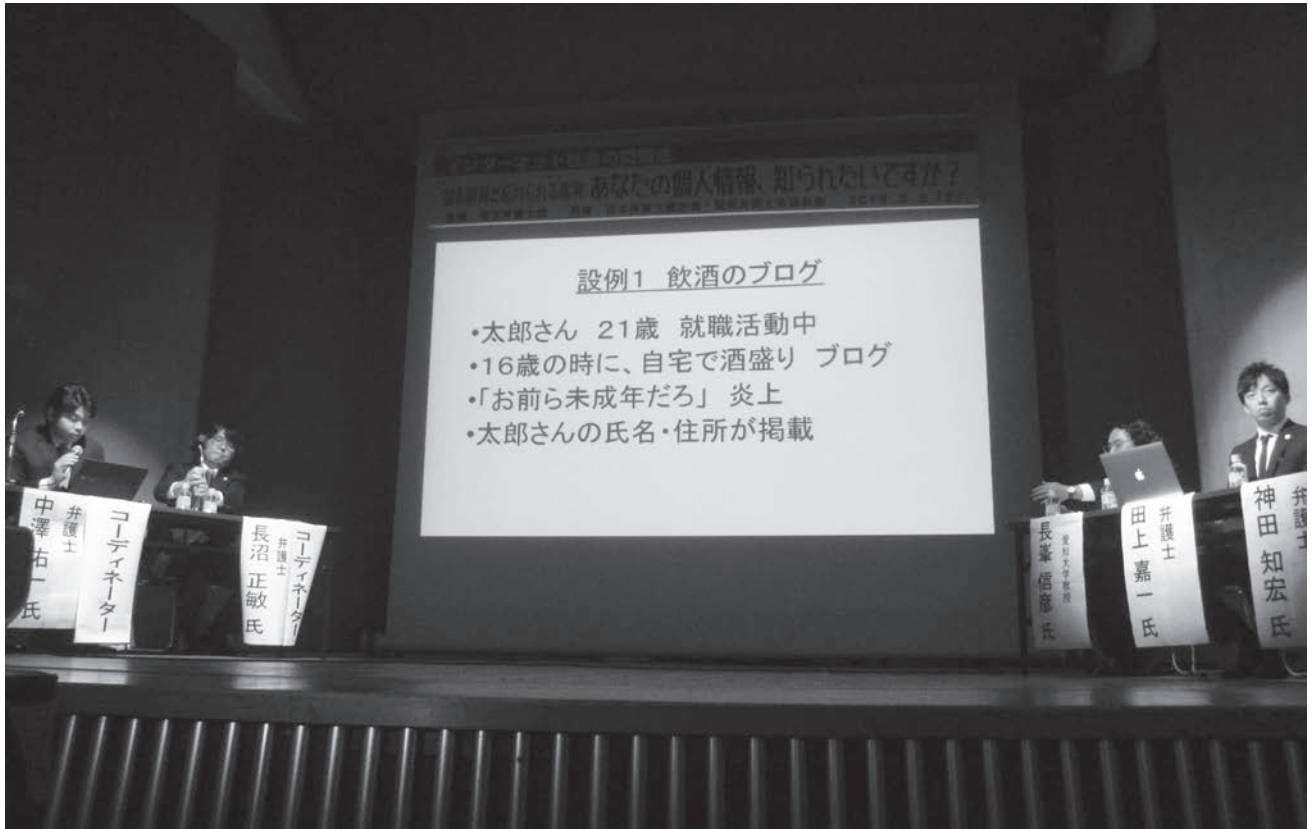
長沼 お待たせいたしました。これよりパネルディスカッションの方を開始させていただきます。私は埼玉弁護士会の弁護士の長沼と申します。宜しくお願いたします。それでは、具体的な設例を元に今日のシンポジウムで議論となっております。「忘れられる権利」とはどのような場面で行使することになるのか、会場の皆様からアンケートもいただい

るかと思いますが、是非、今日お越しのパネラーと共に議論していきたいと思えます。では、当会の中澤弁護士お願いいたします。

中澤 弁護士の中澤と申します。本日宜しくお願いいたします。パネラーの皆様もよろしくお願いたします。前半でかなり詳細な報告を2本いただいておりますので、後半は事例に沿って実際先生方はどう考えるんですかというところをお聞きしていこうかなと思っています。

では早速入って行きたいと思えますが、設例1飲酒のブログとなっているものですね、細かいところは配付資料見ていただければと思えますが、概要はスライドに出している通りです。ここでパネルディスカッションからご参加いただいている田上先生にご意見伺おうと思えます。田上先生自己紹介も兼ねて、この事例どうお考えになるのかというところをご意見をまず願いたします。

田上 皆さんこんにちは、弁護士の田上と申します。私は弁護士をやっているんですが、それ以外もですね、実は弁護士ドットコムというですね、皆様方が無料で法律相談できるポータルサイトを運営



する会社でも働いております。そちらではですね、弁護士ドットコムニュースという日頃の色んな社会の事件を弁護士が分かりやすく解説するといったメディアも運営しております、そういった意味でですね、人権を守る先生方と一緒にという立場もありつつ、インターネットメディアを運営している立場からですね、色々ものを言わせていただければと思います。

早速この飲酒のブログの件なんですけれども、よくある、若者の若気の至りの事案だと思うんですが、こちらはやはり迂闊だとは思うんですね。未成年なのにお酒を飲んでブログに上げてしまっているという点は、非常に責められる点はあるかなあとは思いますが、ただですね、未成年の飲酒というものが、じゃあどれ

だけ公共の利害があるのかというところを考えるとですね、一つ大きな問題ではあるんですが、こういった炎上というのは、未成年の飲酒を止めさせようとして皆が書き込んでいるというよりは、個人をただ単にインターネット上で、リンチというか私刑しているというのがありますね。ACのCM、東京広告機構のCMで、桃太郎の話を元に作っているCMで、川で桃が流れてきておばあさんが桃を拾おうとしたら、「お前泥棒か」とかですね、「桃の気持ちを考えたことあんのか」とか、ああいったコメントが飛び交うようなCMがありまして、そういったものに近いのかなと思っております。氏名・住所まで掲載しているっていう、そこまでプライバシーを放棄してないだろうということがあるので、個人的にはこれは、

削除してしかるべき事案なのかなという風に考えております。

中澤 書いている人達の動機というか、目的がそんなに保護すべきじゃないと重視されると。

田上 そうですね、それもありますし、やっぱりこの事実が公共的利害に関係するものかどうかですよ。どこかのおにいちゃんが、家でお酒を飲むことが、本当に公共として知る権利で保護していくものなのかというところですね。

中澤 ありがとうございます。では神田先生にお伺いしたいと思いますが、実際この事例で相談があったとき、どうですか、削除できますか。

神田 削除できるかというよりも、「やってみましょう」と私は言うと思います。そもそも未成年飲酒は犯罪ではありませんし、未成年飲酒を禁止する法律はありますが、それは未成年がお酒を飲んだら犯罪になりますという法律じゃありませんので、未成年がお酒を飲むことが、公共の利害に関わるかというところ、公共の利害に関わらないだろうと思います。

中澤 なるほど、長峯先生、大分出尽くした感もありますが、この事例でいかがでしょう。

長峯 お二方と一緒に、さっき田上先生が言ったように公共の利害に、つまり、公衆の知る権利の問題では全くないだろうと思っています。削除していいと思います。

中澤 そうですね。この事例は導入で、皆様削除した方が良くないかというところでした。では、次の事例に入

りたいと思います。次は設例2、過去のAV出演というものなのですが、昔アダルトビデオに出ていて、昔出ていたことが今ばれてしまうと今の生活に影響が出てしまうんじゃないかと不安の花子さんの事例ですね。

端的にどちらかという結論をお伺いしたいと思いますが、では神田先生いかがでしょうか。

神田 この種の相談は多いのです。昔は確かにAVに出ていましたが、今ではAVも卒業して、というか引退して、今は別の仕事をしていますという女性が、今の仕事をするにあたってお客さんから、「あれはひょっとしたら昔AVに出ていた何とかさんじゃないか」みたいな噂を立てられたりとかですね、興味本位でやってくるお客が多いとかですね、そういった相談は比較的多いのですが、これは私は10年経っていることももちろんそうですけども、現在となつてはプライバシーと化しているということで、削除しても良いんじゃないかと考えて手続きをしています。

中澤 この事例は、文章で細かく書いてあるお手持ちの資料の方では、違法にコピーされているというところも、書いてあるのですが、今の神田先生の話は、違法のコピーのところは消せるというご意見でよろしいですか。

神田 違法のコピーは著作権の話です。著作権侵害が問題となります。ただ、彼女が著作権者ではないはずなので、著作権者が誰かということになると、それは制作会社だったりなんだったり色々あ

るはずですから、彼女が相談者になって削除しようと思ったら、著作権ではなく人格権でやる、プライバシーでやるということになると思います。

中澤 違法コピー、海賊版では無くて、正規品に関してはいかがでしょうか。

神田 最近話題になってる話で、正規品が10年経っても出回っていることに対して、問題があるから5年くらいで止めてと言われたら、止めましょうというような、そんなニュースが流れております。それと同じ話で、AVで20代位に、AVに出ることを同意していたとしても、10年経って引退した後もずっとそれが世の中に流通してインターネットで誰でも見られる状態になっているところまで、同意して判子を押しているわけじゃないはずですよ。ですから、事情の変更か何かです。正規品であっても止めてと言えなければいけないかなあとは思いますが、まあそれは契約がどうなっているかとかにもよりますので、中々難しいですね。

中澤 田上先生、こういう話も出ましたがどうでしょう。

田上 正規品で著作権の話がちょっと捨象したケースで考えますと、そうですね、気持ちは非常に分かるんですね、若いときにそこまで考えていなかったと、今となっては守るべき仕事とか家族があると、いうところはあると思うんですが、一方で例えば、AVでなくて、普通の映画等で考えて、あれ出たくなかったとかですね、若い頃に、ベッドシーンをやったとかですね、そういったものを、あれ

もう配信しないで下さい、アマゾンプライムで配信しないで下さいと言えるかどうかですよ。そう考えると契約上、中々難しいのかなと思っていますし、当時はやはりこの作品に出ることは強要とかあったら別ですけど、納得して出演しているということですので、これをじゃあプライバシーで消せるのかどうかというと、個人的には少し難しい、他のことも色々考えなきゃいけないのかなという風に思います。

中澤 両説出ましたが、長峯先生はいかがでしょう。

長峯 私も基本的には消す方向で考えた方がいいと思っていますが、今、田上先生がご指摘になった点で、もうちょっと付しますと、例えば純然たる芸術作品としての映画にかつて出ましたと。で、その映画の著作権はもちろん本人には無いというわけですが、その映画がBSで再放送されたりとか、そういう時に、私が出たあの映画、別にヌードとかなんとかでなくて、普通に女優として出ただけで、誰にも見られたくないんだと言って、止められるかっていったら、たぶんそれは止められないんですね。一応芸術作品として、世に出たものについて、その一個人に著作権がない、明確にそういう契約でも無い限り止められないと思うんですけど、アダルトビデオっていうのはそういう芸術作品としての位置づけが出来るのかということを考えますと、そしてまた裸を晒している特殊なことを考えますと、やはり本人の最初の同意があって、そこからずっとお二

方と同じなんですけど、ずっと先までです、その同意が続くと考えるのは、難しいのではないかと、一種の若気の至りとしてですね、これは、社会の力で消してあげるっていうことが、無難なのではないかっていう風に考えます。

中澤 分かりました。パネラーの先生方、他に今ので付け加えることがあれば。

神田 実名で検索して果たして過去のDVDが出てくるのかというところが1つ問題です。「忘れられる権利」を長峯先生の仰る検索結果の遮断という定義で捉えるなら、実名で検索したときにAVのパッケージが出てこないことには、権利行使の機会がないわけです。芸名で検索すれば出てくるのでしょから、芸名で検索した時に、これを削除してくれということが出来るのかという、また少し話しが違うかなという感じもしております。ただ、そうは言っても昔の芸名を知っている人であれば、本人ということも知っている人なのかなとかですね、色々やっぱり考慮要素が変わってくる気はします。

田上 今の神田先生の話で補足しますと、この設例にはですね、AVに出たときの女優の名前は公開されているんです。この女優誰々が、花子さんだということまでは繋がってないという設定で作っております。ですので、花子さんの実名をグーグルなどで検索してもアダルトビデオのパッケージが出たりとかそういうことにはなってなんです。ただ、パッケージ見れば顔は載ってますので、知っている人が両方見比べればこの人か

なってというのが分かってしまうと。そこで分かってしまいうところがありますので、もし削除請求権があるのであれば、ビデオ自体の削除は出来るということで神田先生よろしいんですね。人格権の放棄とかは置いといて。

神田 最高裁決定はプライバシーについて考慮要素を示していますが、それに照らすとどうなのかなというのを考えると、多分、その情報を見る人が少ないのではないかと、実名ではない場合ですよ。芸名で検索して、芸名のパッケージが出てくる。確かに顔写真は、私の若いときの20代の写真なんだということも言ったとしても、それで気づく人がどれくらいいるんですか、ということも最高裁の基準だと言われてしまうのではないかなという感じはします。

中澤 分かりました。皆さん削除という意見が強かったというように思いますが、逆の見方で、花子さんの立場からしたら当然削除して欲しいとお考えになるんでしょうけども、ここは保育園ですかね、保育園にお子さんを預けているお母さん方、お父さん方の立場考えた時に、どうなんですかね、子供預けているところに勤めている人がどういう人か知りたいというニーズもあるのかなと思うんですが、この辺り、田上先生いかがですか。

田上 そうですね、やはり自分も子の親ですので、保育園なんか預けるときに、どういう先生なのかっていうのは気になるころはあります。そういったときに過去にそういったビデオに出演しているということはどう受け止めるかというの

はそのそれぞれの親の、親御さんのご判断だと思いますが、ただ、過去の職業を本当に知る必要があるのか、例えば犯罪歴がある人、ましてやですね、小さいお子さん預けるということで、過去にそういう性的な、幼児に対する性的な犯罪歴があるなどであればですね、知る利害っていうのは非常に強いのかなと思うんですが、過去にそういった職業をしていたことまで本当に必要なかってところは中々難しい、保護をそこまでする必要があるのでかなっていうのは気になる場所ですね。

中澤 正に国民の正当な関心事かどうかという問題になるのかなと思いますが、長峯先生、これは正当な関心とっていいのでしょうか。

長峯 いやもうこれは田上先生と私は全く一緒ですね。犯罪じゃありませんので、この保育さんの前歴が、何であるかを知る必要はないだろうと思っています。

中澤 分かりました。単なる好奇心に過ぎないというか、それは法的に保護される関心ではないという整理になりますかね。

長沼 ここでですね、最新の情勢として、保育士の犯罪照歴、犯歴照会が義務になったという報道、今日会場の皆さんも新聞報道等でご存知かと思われまますけれども、保育士の犯歴照会という話ですね、パネラーの皆さんの意見を伺っていると、どうもこのAVの視点とは違う傾向が見て取れますが、その点、長

峯先生いかがでしょうか。

長峯 保育士は男性の方ですか、犯歴ですよね、犯罪歴となりますと、これは子供を預ける親からすれば、知っておきたいというのも一定の理解が得られると思います。ただ、それをどの程度までネット上に晒すかっていうのはまたちょっと別の話なので、この辺を何をどの程度までしていいかっていうのは、今ここですぐに即答出来るような話ではないかなと私は思います。

中澤 犯罪というのはやはり特別な情報という整理になるんですかね。そうしますと、犯罪と犯罪以外を分けるということでしょうか。

長峯 例えば犯罪にも色々ありますよね。若い頃お金がなくて万引きしちゃいましたっていう話と、幼児に対して性的ないたずらを常習的にしている人が、今現在保育士やってるかどうかっていうのは、ちょっとレベルが違うのかなという気がしますので、その内容によって判断も変わってくると思います。

長沼 報道によりますと、罰金以上の刑が確定すると、検察庁から本籍地の市町村長に通知がされまして、犯罪人名簿に記載される。こうした情報を活用することで、都道府県警に保育士の犯罪歴の把握を徹底させる。このような調整が進んでいるとご報告させていただきます。

中澤 分かりました。今、この設例2まで導入というところで、次辺りから色々話しが膨らむかなと思います。

設例3に入らせていただきます。これは政治家の話ですね。昔こういうこと

やってたけど、今は違ってるというのが簡単な整理になります。これは引き続き長峯先生、こういうもので消して欲しいと次郎さんが仰ったときにどういう結論になるのでしょうか。

長峯 この人は大学時代に反対デモに参加していたんですね。今は強くダムの設置を強く求めている。これはもう政治的な意見の変更なのか、変節なのかそれは分かりませんが、少なくとも一定の政治的意見をした過去の意見。これは別に消す必要は無いという風に考えます。

中澤 田上先生、最近の話題で、蓮舂さんが自分の厳しいイメージが消えないと嘆いていましたけども。

田上 2位じゃだめなんですかってやつ。

中澤 そうです。政治家だと過去のことは難しいんですね。

田上 やはり今回の設例3の場合、次郎さんは市議会議員ということで、やはり公的な立場にあるわけですね、市の行政を動かしていく立場にあるわけで、過去にダム設置反対を訴えていたにもかかわらず、今はダム設置を強く主張しているというところであればですね、これを削除してしまうとですね、過去に政治家がどういう発言をしていたのか、何故それが変わったのかを、市民が知る機会を、正に無くなってしまいます。これこそが、長峯先生が先程仰っていた一番その知る権利の根幹にあるところだと思いますので、次郎さんが取るべき行動というのは、これを消すことではなくてですね、自分

が何故こういう意見の変更があったのかを正に市民に説明していく。それこそが、憲法の保障する表現の自由、知る権利、そういったところの根幹ではないかと思えますので、これは絶対に消すべきではないと思います。

中澤 神田先生は次郎さんから相談あったら受任しますか。

神田 直感的に「まずだめですね」と答えると思うんですね。「これは諦めて下さい」と言うと思うんですけども、理論的にというか、法的に突き詰めて、じゃあ何でなんですかと言われた時に、何でなんだろうなあと考えますね。まずこれプライバシーなのかそもそもという問題が生じると思うんですね。プライバシーというのは誰であっても公開を欲しないとか、そういった定義をされていますけれども、大学時代にダム設置反対デモに参加していたことが、誰であっても知られたくない過去なんだろうかと思うとですね、まあ態様にもよると思うんですけど、純粹に反対デモに参加していたというだけでは中々プライバシーとまでは言えないのかなあと。もちろんどんな団体に所属してやっていたかと。その団体に所属していた過去は隠しておきたいということはさすがにあるかもしれない。ということで、まず最初にプライバシーなのかこれはというのが1つ理由になると思います。仮にそれがプライバシーだったとしても、皆さん仰ってる通りですね。政治家なんですから全人格が国民の評価にさらされるべきだと、基本的にですよ。何でもかんでもというわ



けじゃなくて、基本的に政治の考え方についての情報については、国民にさらされるべきだという観点から考えると、これは表現の自由の方が優位するだろうと言っています。

中澤 分かりました。政治家は色々情報を出してもらって国民の判断を仰ぐというところの立場にあるということが重視される立場かなと私も思います。

ちょっと話しの視点を変えてみて、実際の事例で、名前を、政治家なので、名前を出しちゃっていいと思うんですけど、国会議員の細野豪志さん。今は希望の党なんですか？昔アナウンサーと不倫をなされたという報道がなされてかなり、数年も前だと思うんですけども今ネットでみるとですね、不倫相手の人をもじって「モナ男」って2ちゃんねると

かではずっと書かれ続けているんですね。不倫は政治の話なのっていう気もするんですが、長峯先生もし仮に細野議員がこれはさすがに「モナ男」はもう勘弁してっていうお気持ちだったらどうなんでしょうか。

長峯 確かに「モナ男」がどうのこうのとか、山本モナがどうなったこうなったのは政治と関係がないといえないんですが、その細野豪志っていうのは、民主党時代にも有力議員、今も希望の党の中心人物の1人と目されているわけですから、そういう人がどういう資質の人なのかっていうことについては一定の公共の利害があるだろうっていう風に考えます。ですからこれは純然たる私人のプライバシーとは大分違うというのが私の理解です。ただ、その山本モナの話はずっ

とネットに晒し続けるのがいいかは倫理的な是非はもちろんあります。

中澤 そういうことなんですね。逆に山本モナさんから消したいと言われたらどうなんでしょう。政治家ではありませんよね。

長峯 山本モナさんから言われたらそれは聞く必要が出てくると思いますね。

中澤 田上先生いかがですか。

田上 そうはいっても両方の名前で初めてニュースになっているわけで、片方だけが消えるっていうのは理屈の上では分かるんですが、実際に有効な手立てといえるんでしょうか。結局不倫とか政治に関係が直接無いものであってもですね、ずっと昨年あたりから、文春砲といわれて、色んな方々が不倫報道で社会的な制裁を受けているわけですよ。これは結局日本の社会全体において、「叩いて良いんだ」という風土の話なのかなって思うんですよ。法律的な話からちょっと外れてしまうんですけども。芸能人であっても、政治家であっても、不倫であれば、報道して皆で叩いて良いんだと。ちょっとこの間の小室さんの件から少し風向き変わってきたところもありますけど。これ、諸外国なら問題にならない国もあるわけですよ。なので、その辺り訴訟して消せばいいのかっていうところもあるんですが、やっぱりその辺りの社会認識の問題が一番大きいところなのかなという風に思っています。

中澤 長峯先生のお話でかなり重要なポジションにある人だからというお話もありましたけれども、政治家引退したら結

論も変わったりしますか。神田先生どうお考えでしょうか。

神田 政治家が政治家であった時に不倫をしたと沢山報道された。これが政治家を引退して10年20年経ちましたというときに、あのときに出ていた不倫の話が消して欲しいという相談が仮にあったとして、プライバシーになっているのかとなっていないのかと、不倫の話はプライバシーで構成して申立をすることが非常に多いわけですね。これに対して、いや政治家なんだから、そのプライバシーは保護されないでしょうという反論が当然予想されるので、現役の政治家であるからダメだというのは分かるんですが、じゃあ10年20年経った時に、今政治家じゃないんだから、過去のプライバシーは保護されるべきだと言うのかどうかという問題ですけれども、結論としては、削除請求して良いんじゃないかと私は思っています。プライバシー化しているんじゃないかと思えます。ただ、今でも政治活動をしていたりですね、現役の政治家に対して、陰ながらドンとかそんな立場で、影響を及ぼした人達ならもちろん駄目ですけども、全く政治の世界から足を洗って、普通の民間企業にお勤めだとか、それだけ歳をとったらもう隠居もしているかもしれないですよ。隠居もして、年金生活をしているかもしれないというときに、過去の不倫はどうか、このままでは死ねないという人は結構いるんですね。お年を召した方で、過去にこんな話がネットに出ているんだけど、このままでは私は死ねない

んだと、消してから死にたいという、そういう方は結構いらっしゃいますけれども。それと同じように考えると削除請求してもいいんじゃないかなという感じはいたします。

中澤 神田先生は削除請求をするというご意見でしたけれども、田上先生、弁護士ドットコムでそういうニュースを取り上げていたとして、神田先生から削除請求きましたと、社内でどういう対応とりますか。議員を辞めている方で。

田上 我々も弁護士ドットコムニュースということで日々やっておりますので、色んなところからクレームを頂戴いたします。その時にどう対応するかは、ケースバイケースではあるんですが、やはり我々としてはもう出す時点でこれは社会に意味のある報道なんだと、これは広く皆さんに知っていただくものであるという風に判断をして出しておりますので、ちょっとやそっとじゃ基本的には引っ込めない、修正もしないという風にしております。なので先程アメリカでは対抗言論というお話がありましたけれども、もしあなたの方で、これに対して何か言いたいことがあるのであれば、じゃあ取材させていただきます。それを取り上げさせていただきますという、そういった報道姿勢でやっております。

中澤 長峯先生にお伺いしようと思うんですが、田上先生のお話では、出す価値があると考えた時に出すと。価値があるので、簡単に引っ込めないとお話でしたけれども、出した後に数年数10年、時間が経過して、その価値が変わったりと

かそういうことはあり得るんでしょうか。

長峯 当然ありうるでしょうね。その出すっていうのは20年経った引退政治家の請求の事件があったぞっていうことをドットコムに載せるって話ですよ。裁判の実例であればそれ自体は隠すことではありません公開の裁判ですから出しても問題は無いと思うんですけれども、要するにこの問題はですね、20年位経った、10年20年経った引退政治家の話が私達にとって公共の知る権利、知る利益の対象かどうかという、そういう根本のところだと思うんですよ。やっぱりこれはそもそもプライバシーとして処理すべきだろうと考えていまして、もう何でも知りたいて欲望社会が、実はネット社会の悪弊をはびこらせているという風に思うので、やはりこれはもうどっかで区切り付けてですね。それはそれでもういいじゃないかという切り方をね、仕切りを付けた方が良いと思っています。

田上 確かに仰るとおりで、まだ弁護士ドットコムニュースが大手新聞ほど長くやっていないので、何十年経った過去のニュースがないっていうところもあるんですが、確かにこの10年以上運営してまいりまして、10年前に出した記事は当時としては意味があったけれども、今意味があるのかということころはありますので、先程申し上げたのは確かに出した瞬間の、出した直後にそういったお声頂戴した時にお話しはしておりますが、時間が経ったときはですね、これは当時出

したけれども今は出しておいてもそれほど意味は無いだろうというような判断をしていくと、こういった議論は社内でも必要なのかなと今お聴きして思った幸いです。

中澤 政治家の話、大分盛り上がりました。神田先生、付け加えなど無ければ次の事例に行きたいと思いますが、よろしいですか、皆さん。

神田 付け加えるとすれば、古いもの、インターネットに出ている情報というのは最初を出すぞと出してはいるわけですが、何10年も出しっ放しにしておくぞと出して皆さん出していないと思うんですね。各メディアさんがこの記事は今でも掲載しておく価値のある記事だから20年前の不倫だけれどもこれは掲載しておくぞと、おそらくそうは思っていないはずですね。ずっと会社のウェブサーバーに入ったままで、忘れていた、どんなものがあるのか全然過去に書いた記事なんて全然チェックもしていないと、そういう状態だと思うんですね。そうすると価値があるないよりも前にその人の意思としてどうなのかというのを考えなくちゃいけないかなと。もう1つ提案するとしたら、定期的にメディアさんは過去に書いた記事、今でも掲載しておくべきなのかというのをチェックしていただいて、もう古いなということになったら、アーカイブに入れてですね、ネットにはあるんだけど検索はされないとか、そういった仕組みにさせていただくと、色んな人が幸せになれるんじゃないかなという感じがいたします。

中澤 私もネットの削除請求を多く取り扱う弁護士なのですが、ネットは既存のメディアに比べて大きく違うなと感じているところがあります。それは、消すまで消えないというところがありまして、ずっと残るんですね、既存のメディアですと新しく出たときには、皆さん見ますけれども、数年すればそんなに、古本屋で買うとかその位しか読まれない。ただ、検索エンジンが発達しているネットだと、何10年も前のものが、今でもきれいに検索して、昨日のここのように見れるという問題があるのかなと私は感じておりまして、その話は神田先生が仰ってたちょっと昔のメディアの感覚でいくと、ネットは変わってきているというポイントかなと思いますね。

この先の話はこの辺りのはネットの特徴なども頭にいられていただきながら聞いていただければと思います。

では次の事例で、ここから、事件報道の設例に行きたいと思いますが、まずは設例4の被害者報道という事例です。これはですね、ある事件があって、その事件の関係で、容疑者の方の名前が出るというのはある程度いたしかたないのかなというところはあるんですが、そこで、合わせて被害者の方の名前も出てしまっているというところですね、どうですかね。これはあまり結論が別れない気がするんですが、この事件報道の中で、被害者の方の名前を出してしまうということに関しては、長峯先生いかがでしょう。

長峯 もうこれは出す必要が無いの一言ですね。

中澤 弁護士ドットコムでもこういときは出さないですよ、出しますか、田上先生。

田上 そうですね、本当の理想論でいけば出さない。被害者の実名っていうのは、報道する必要が無いと思ってますので、座間のケースでもそうですし、自分が覚えているところでは、スキーに行くバスが転落して沢山亡くなった学生の方がいるときに、学生の方々のフェイスブックから写真を各メディアが放送するというのがありましたけれども、直感的にこういうのは、良くないなという風に思った次第ですね。ただ、メディア側は変えていくべきだと思うんですが、結局横並びなんです。報道しないと皆が決めれば、報道しないです。1社どこかが報道するとなればですね、同じようなことをやるというのが日本のメディアの特徴なのかも知れないんですけども、そういう意味ではですね、どこかが何か変えて行かなければならないのかなあという風に思っておりますね。私個人としては必要が無いという風に考えています。

中澤 神田先生いかがですか。

神田 この事例を最高裁が示した基準で削除するしないを判断すると、どこが問題になるのかなあというのを考えるとですね、まず公共の利害があるのか、先程から公共の利害が無いというお話をされてますけれども、公共の利害があるのかなのか被害者の情報に公共の利害があるのかという話を、1つ考えなきゃいけないんです。私は何年前に、新聞会社の集まりで呼ばれたときに「被害者の

名前には、公共の利害はないぞと、だから削除請求は簡単にできるはずだ」と話をしたところですね、新聞各社から大分怒られました。「我々の仕事を何だと思っているんだと。我々は事件を正確に伝えることを旨としている。被害者の名前も公共性はあると考えている」と、そう新聞何社からご批判をいただいた。ということで、それ以来ですね、公共の利害が無いというまでは言わなくて、無いかも知れないに変えているんですが、ただどうですかね、本当に公共の利害があるのかなのかということを見ると、被害者の名前に公共性があるとはやっぱり思えないですよ。

ただ、最高裁決定の基準に当てはめたとき、これを削除するという方向に働かせるためには、どうですかね、実名で表示する必要がないとかそっちの方向ですかね。被害者は、こういう人でしたと。20代の女性でしたとかね。そのぐらいの属性でも十分なんじゃないかという感じはいたします。

犯罪被害者の名前を削除請求するときには1つの問題になってくるのが、1つのページの中に必ず加害者の名前も入っているんですね。加害者の名前も入っていて、被害者の名前も入っている。そういうページを被害者の人権で、削除請求すると加害者の名前も消えてしまうんですね。これをどう考えるかというのを、中々悩ましい問題なんです。分離して被害者の名前だけ伏せ字にして、そういう扱いも出来るんじゃないかと思います。実際、新聞社のウェブサイトに関して、削



除請求を送ると被害者の名前だけ匿名にしてくれるというような処理もやられているので、やりかたによっては可能なんだろうと思います。

中澤 今の話を1点補足しますと、ここはネットと法律のテクニカルな話なんですけど、部分的に削除するというのが不可能なウェブサイトもかなりありまして、裁判所が削除決定・削除命令出すときに、ページ全体でしか出せないっていう例があるんですね。部分的に修正できるところであれば、被害者名だけ削除せよという命令を出せばいいんですが、そうもいかないというところで、本来出しておくべきものが一緒に消えてしまうという問題が、今、神田先生が仰っていたという風に私は理解しました。

で、ちょっと追加でお伺いしたいんで

すが…あ、長峯先生、何かありますか、どうぞ。

長峯 ちょっとごめんなさい。今、神田先生が、お話になった話に、いみじくも今の現代社会の様相が現れていると思います。マスコミの人達が、我々は正確に伝えたいから、被害者も報道するんだって言ってたっていう、これ例えば私が先程申し上げた匿名報道の話をも真っ向から否定するマスコミの論理なんですね。事件を正確に報道するんだと。それは権力を監視したり、不当な圧力がかからないようにするためだとか何とか言うんですけども、私はこの論理が、つまり何でもかんでもほじくり社会を、助長しているという風に思ってます。権力の圧力を監視するために、実名報道すべきだっていうのは、どこでどういう権力チェッ

クが出来ているのかって論証されたことが一度も無いんですね。あるいは座間にしても、被害者の氏名やプライバシーを報道したところで、一体誰がそれを知って喜ぶのか、知らなきゃいけないってことはないんで、今、神田先生が言われたように、属性だけで、例えば20代、職業は書く必要があるかどうかは疑問ですが、最大限職業も書いたとして、20代OLぐらい、もう十分かなと思うんですね。この話はまた時間があればやりたいですけど、ちょっと本題から逸れますので。

長沼 ここで私からも、座間の事件と対照的にですね、障害者施設の、相模原の連続殺人事件。これは被害者名が伏されています。報道機関のそういった違いが、座間の事件とで起きているという状況がありますが、全ての事件で顔写真を無くすという風なこと、そういった取組みというもの、被害者という観点から田上先生いかがでしょうかこの座間の事件と、障害者施設相模原事件。

田上 座間の事件とか先程申し上げたスキーマの事件では、被害者の方の人権とか、晒されたくない権利というのは無視されて、報道されたわけですが、障害者施設のほうは、一切されなかったところは、やはりあの、話題になっておりました、結局これは中々発言が難しいですが、障害者の方々を家族に持つ親御さん・家族の方々のご意向があって、そういう風になったという風に聞いております。とするとそれは、犯罪被害者であるから、実名とか写真を出さなかったのではなく

て、障害者であるから、出さなかったということになってしまうわけですが、そのこと自体は論理として倒錯しているかなと思うわけですね。逆に実名報道しろというわけじゃないんですが、健常者であっても、障害者であっても、被害者の実名、顔っていうのは、基本的に必要が無い以上は報道しないとそういう社会を目指すべきではないかなと考えます。

長沼 ありがとうございます。大変盛り上がってまいりましたが、ここで一度10分間の休憩をとらせていただきたいと思います。パネルディスカッション後半は10分後とさせていただきますと思います。会場の皆さんの元にはアンケートが渡っているかと思いますが、アンケート用紙のABCの欄にまるをしていただいて、休憩時間中にですね、係の者までご提出いただけたらと思います。このパネルディスカッションの後半では、皆さんのアンケート結果をまた報告させていただく時間もおとりしてしますので、どうぞ後半もお楽しみに、これから10分間の休憩とさせていただきます。

長沼 それでは、パネルディスカッションの後半を開始いたしたいと思います。設例5、設例6、設例7といずれも犯罪報道を扱う設例です。

まず自己紹介をさせていただきますと思います。私は刑事弁護を数多く扱っている弁護士です。この犯罪報道問題で、沢山の冤罪被害者の方ですね、無罪となった方からもお話をいただきますし、実際に事件をしてしまったという方からですね、色々な事情があります、その中で、

事件に至ってしまった中で、大きく報道されてしまうという方も中にはいらっしゃいます。本当に後悔をして、人生をやり直しをしたいという方がいらっしゃいます。その中で、「自分の情報が消えません」という風に私の事務所に相談に来られる方もいらっしゃいます。犯罪報道とひとくくりに来るかどうか、是非後半のパネルディスカッションをご覧くださいただけたらと思います。

それでは中澤弁護士お願いします。

中澤 では引き続き事例を検討していきたいと思いますが、アンケートは皆さん出していただきましたでしょうか。今集計してますので、パネラーの先生方に一通りお考えを聞いた後に、アンケートの集計結果を出しまして、もう一回、先生方にアンケート結果をぶつけて考えが違うよというところをやっていこうかなと思います。

では、まず設例5、犯罪報道、服役というものですが、三郎さんですね、空き巣で10年前に空き巣を起こして、3年間服役していて、出てきたんですけども、再就職しようとしたところ、ネットで検索すると自分の逮捕報道なりがいっぱい出ているというところで、中々採用が上手くいかないという事例なのですが、これはもう端的に、まず長峰先生どうでしょうか三郎さん消したいなといった時。

長峯 これはもう消してあげないとかわいそうですね。

中澤 これはどの辺がポイントですか。

長峯 少なくともですね、空き巣でし

たっけ、空き巣ですね。それ自体は良くないんですけども、悔い改めていると、いうことはこれはきちんと自分の過去を清算しようとして、心を入れ替えているわけですから、それをさらに追い打ちかけて、傷に塩を塗り込むような、こういうことはやってはいけませんね。

中澤 では、前半と順番を変えて、神田先生いかがでしょうか。

神田 相談がくる犯罪報道の削除の案件っていうのは、不起訴か、罰金か、が多いんですね。執行猶予もありますね。実刑で刑務所行って帰ってきましたと。だから消してほしいんですという相談というのは非常に少ないです。なので裁判所がこういう時にどう判断するんだろうというのは実際には経験がないので、何とも言えないんですが、あ、ありますね、1つ思い出しました。最高裁まで行きましたが、消す必要無しとそういう判断でした。一件ぐらいしか今思い出せないんですけども、裁判所がどういう風に服役というものを考えているんだろうというのが、中々わかりにくいところではありますが、感覚的には更生を妨げられない利益ということを最高裁判所も言っているようにですね、犯罪をしたからと言って、未来永劫犯罪者という烙印を押して復帰させないんだという話ではないわけですね、世の中の考え方として。だとすればもう服役して出てきて、心を入れ替えたのであれば、消してあげても良いんじゃないかという、1つその価値観はあります。ただなんですかね、この例題の事例が不思議なんですけど、空き巣で

一発で、三年の服役にになるかなという
ようなところとかですね、実名報道され
るようなそんな特殊な、昔はピッキング
とか手口が特殊みたいなものが流行って
報道されることはありましたけれども、
そういった手口が特殊だったのかなと
か、それとも被害額があまりにも多かつ
たのかなとか、何回も何回もやってたの
かなとかですね。色んな要素があると思
うんですね。そうすると、この手口は特
殊であるとか、被害回復もなされていな
いであるとか、何らかの事情があって、
だとすれば今なお晒しておくことは公共
の利害がある。というようなことを裁判
所がひょっとしたら言うかもなあという
感じはするんですね。被害額が多額で、
被害弁償もされていないんだから、民事
の時効期間は10年、20年ですけども、
そういったところまでは晒しておく必要
があるんじゃないかというようなことを
言っている裁判所もあるくらいです。と
いうことで、これが果たして削除相当だ
という風にスパッと言い切れるかとい
うとですね、中々、裁判所はどう言うか
なあと事案次第な感じですかね。

中澤 裁判所の考えはおそらく最高裁決
定があるので、請求棄却になりそうだな
という感覚は私もあるんですけども、
先生のお気持ちとしては。

神田 事案次第ですね。これが事案次第
なんだけれども、服役して出てきてそれ
から大分時間経っていると、その間に再犯
も何もしていなくてまっとうに暮らして
いますよということであれば、消してあ
げないと更生できないよというような主

張はするんじゃないかと思います。よく
「犯罪者は晒しておけ、ずっと晒してお
けば良いんだ」というようなことはネッ
トで書かれるんだけど、他方で、犯
罪者がどんどん増えていけば、社会に
とってコストがかかるわけですね。コス
トというのはお金だけじゃないですけど
も、お金の話だけで言えば、刑務所運
営費なんて税金から出ていますし、社会
にどんどん犯罪者が出てくれば、社会が
上手く回らなくなってしまうというこ
とで、結局自分の身に返ってくることな
んだから、その犯罪者は一生晒しておけ
という、一方的にそういうのも、あんまり
良い価値観ではないのかなと思っています。

中澤 分かりました。田上先生、これは
反省して更生してるという風な本人の主
張ですけども、家の近くにいる人達から
すると、怖くないですか？

田上 仰る通りだと思います、これか
ら犯罪報道の設例が続きますけれども、
本件は中でも一番重いというかです
ね、実際にその実刑で3年の懲役を受け
ているということを考えるとですね、当
然その10年経ってこの場合だと10年前
の事件なんで7年刑が終わって7年経っ
ている状況だと思うんですが、やり直し
たいと、ちゃんと全うに生きていき
たいという気持ちはあるのは分かります
し、更生を認めてあげるといのは当然
社会として受け入れていく必要があると
は思うんですが、その事実を全て検索エ
ンジンからを遮断してしまえば、もう誰
もが知ることが出来ないわけです。じゃ

あどういった犯罪であれば、殺人であれば残すのか、殺人であっても10年経てば消すのか、そういった所の線引きってどこなのかなってというのは、どこかにあると思うんですね。個人的にはですね、結局今回は上司の方が、この人の前科を知って解雇してしまったという、それ自体もそんなことできるのか、解雇権の濫用じゃないとか色々あると思うんですが、こういったことがあっても、ちょっと甘っちょろい言い方かもしれないですが、刑期を終えた犯罪者を社会自体が受け入れていくというのを目指すべきなのかなと思っております。そういった意味でですね、個人的には、この設例5に関しては、削除しなくても、いいのではないかという風に考えます。

長沼 ちょっと私から、ネットリンチについて、前半でも話題に出て来ましたが、やはり10年も経っていると、〇〇新聞ニュースとか、元となるニュースが消えていて、ネットリンチの際に引用の形で残っている10年前のニュースが、2ちゃんねるとかですね、掲示板とかに残り、そして検索エンジンで検索するとヒットしてしまう。やっぱりそれも実情かと思われそうですけれども。そのようなネットリンチということに対して前半、田上先生が否定的なご見解を示されていましたが、その観点からはいかがでしょう。

田上 そうですね。実際その新聞等の一次報道の記事に比べると、そういう意味では実際残っている内容を加味して考える必要があるのかなと思います。

長沼 長峰先生にご質問させていただきます。ネットリンチの際に引用の形で残っている10年前の産物ですね。凧が糸を切れて漂っている状態。川を漂っている過去の何かゴミが流れているような状態っていう風な評価の仕方も出来るかと思うんですけど、表現の価値というものについて、そのように過去の産物という観点で、憲法の専門家としていかがでしょうか。

長峯 要するにこれが今後の日本にとって大きな意味を持つ情報かどうかということがやはり重要なポイントだろうと思います。社会がその情報を蓄えておかなきゃいけないって、良くそれが知りたいんだ、知る権利があるんだって言うんですけども、何の為にって、私、常に疑問なんですね。この人は服役して法的に償いを経てるわけですよ。そうするとそれ以上に社会が監視して、どうのこうのって、話はちょっとやっぱり我々市民の領域を超えているのではないかな。

でですね、ちょっとその、今日の話の本題から逸れるんですけども、実は私は、今日全然話題になっていない問題点としてですね。刑務所による矯正更生がきちんとなされていないっていうのが、とてももう一つ、今日の話からは見えない裏側の問題としてあると思ってまして、日本はとにかくぶち込んで、それで懲役労働させて、それで期限来たら出すと、そういうことを繰り返しているものだから、また再犯したりする。例えば性犯罪なんかきちんとプログラムを設けてですね、いかに被害者が傷ついているか

とか、そういうことをロールプレイングとか、最近少し始まっているみたいですけども、ただそのまだまだ足りない。きちんとした心の教育をして、それからちゃんと出すということをして、社会としてっていうよりも、刑罰自体がですね、更生のシステムとして、社会的に信頼を得て、いれば、多分社会の皆さんも、さらに我々で監視しなきゃいけないって話には段々ならなくなるんじゃないかと思ってまして、私は情報として、いちいちそんなものを蓄える必要はないと思う一方で、きちんとした更生を社会として、国家社会としてやらなきゃいけない。その上できちんと心を入れ替えて反省した人には、再チャレンジするチャンスをきちんと与えるべきだっていう、そういう色々なことを複合的に、総合的に申し上げているつもりです。

中澤 では、中々難しいねというところで、次の設例に行きたいと思います。

丁度アンケートの集計結果も出ました。アンケートの集計結果を見ながらお話した方が皆さん面白いと思いますので、まずパネラーの先生方に簡単に設例を一揃い意見聞きたいと思います。

設例6ですが、これは不起訴の事案ですね。5年前の窃盗ですね。有名な名門野球部に所属していたということで、実名報道がなされてしまったんだと思うんですが、結局不起訴だったという事案なんですけど、前の事案とは服役と不起訴ということが違うんですが、神田先生、先程そういうお話されていましたが、この事例はいかがでしょうか。

神田 窃盗が不起訴になっているというのはどういう事情なのかなあと。色々な事情あるでしょうけれども、例えばその、弁償したとかですね、そういう事情があれば恐らく、被害者の方が「まあいいよ、許してやるよ」ということで、署名一筆書いてそれで不起訴になってることもまああるだろうと。だとすると、公共の利害は少し関係なくなりますよね。被害者が「許してやるよ」と言ってくれているのであれば、それを世の中に晒しておく必要が減少するわけですよ。ってことで不起訴事案の相談は非常に多いですけども、何の理由で不起訴になったのかも色々考慮しなきゃいけないところではあるんですが、この件であれば、削除請求しても良いんじゃないかなという風に思います。

引っかかるのはですね、名門野球部員で窃盗で逮捕って、話題性があるから晒されてしまったということじゃないかと思うんですね。最近の話題だと、漫画家が児童ポルノの犯罪で報道されていますけれども、あれは同じ件でもの凄く沢山捕まってとか、嫌疑をかけられたと報道されています。警察官やら公務員も同じような犯罪で嫌疑をかけられた。晒さなければいけないのは、公務員の方なんじゃないのかと、何で漫画家の方を晒すんだということはきっと皆さんも疑問に思ったと思うんですね。何が言いたいのかというと、こういうどこに属していたかと、話題性があるということで晒してしまうところの方が問題なんじゃないかなあと思うわけですよ。

中澤 ありがとうございます。話題性というところで報道されてしまったところは問題かもしれないですね。田上先生、この事例はいかがでしょうか。

田上 この事例は端的に見ると、先程に比べてみると不起訴でもありますし、年齢が未成年ではないですけれども、当時学生ということもあって、やはりそういったところを色々考えていくと、先程の事案に比べると、削除を認めても良いのかなと思います。今、神田先生からあった、要は話題性、いわゆるワイドショー的な、ニュースバリューが高いとどうしても報道されてしまう。先程あった芸能人の不倫もそうだと思うんですよね。やっぱり有名な方がですね、何かその不倫をしていたら、そらやっぱり週刊誌が売れる、テレビなら数字がとれる、っていうところがあるからやるんだとそこが報道の知る権利ではないんじゃないかというところは理屈では仰る通りだなと思ってはいるんですが、中々その辺りの切り分けがですね、各メディアも一方では知る権利のジャーナリズムだと言っている一方で、変な話、食っていかなきゃいけない、ビジネスとしてやっていかなきゃいけないというところがあって、公共機関の報道であれば違うんでしょうけど、名門野球部員がってところで、そういうところおもしろおかしくインターネット通り流すのは実情としてありますよね。そういったところに対しては、社会全体でどう取り組んでいくかと、そういう問題かなと思います。話が色々散りましたが、個人的には先程のケースに比べると

削除を認めやすいケースなんじゃないかなと思います。

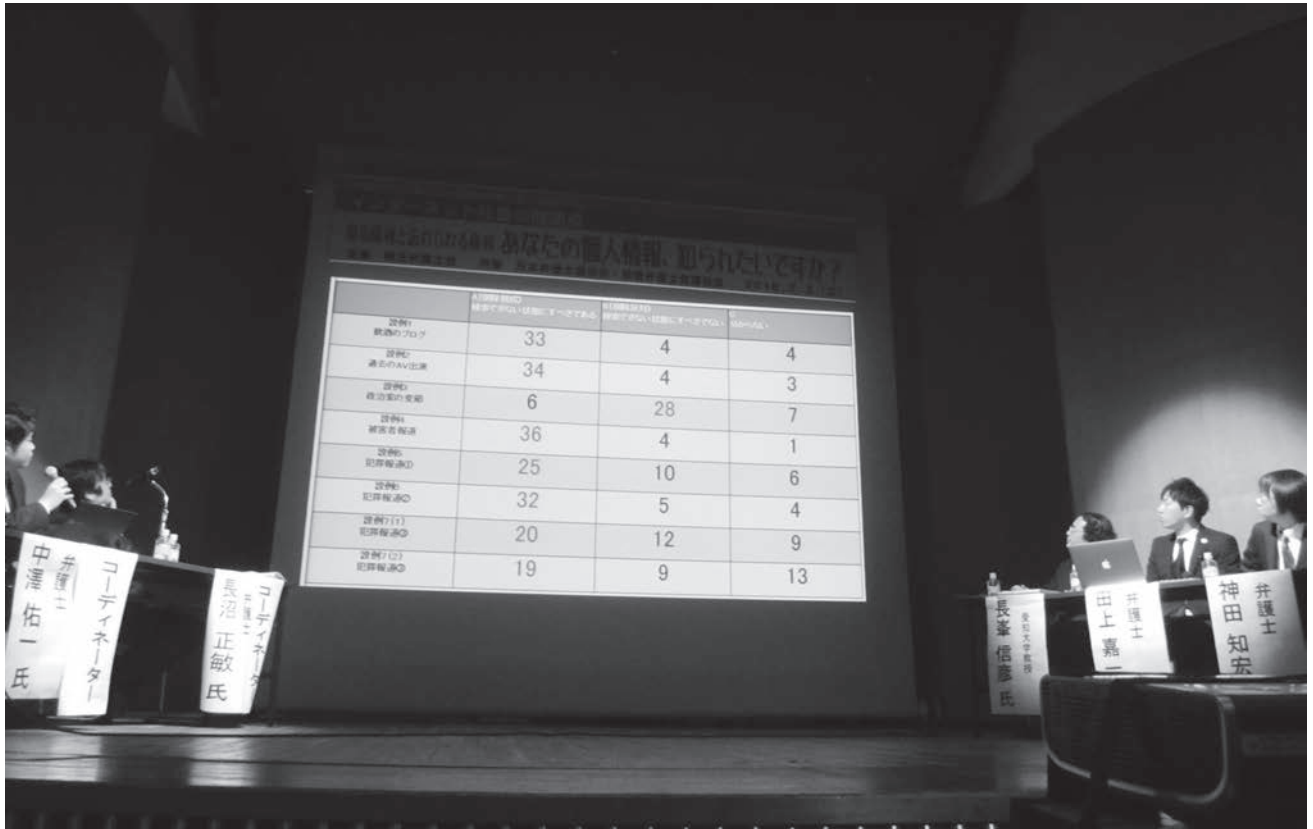
中澤 ありがとうございます。長峯先生はいかがでしょうか。設例6ですが。

長峯 不起訴のケースですね。これは私も削除してもいいと思っています。

中澤 私も設例5よりもこちらの方が良い方向に働くのかなという感覚ですね。罪の重さなんですかねやっぱり。

長沼 ここで私から、やはり田上弁護士が言われたようにですね、名門野球部っていうフレーズこれはキャッチーだと思うんですよね。雑誌の表題に名門ってつくると売上げとかやっぱり違うんですかね。でも、我々は報道機関の情報っていうものが、全てその通りかどうかっていうことも監視して行かなければいけないかと思うんですけれども、ちょっと前置き長くなりましたけれども、長峯先生にですね、このように名門っていう風なフレーズとか、そのようなキャッチーな表現行為というものと本来あるべき知る権利、そちらの関係についてご意見いただけたらと思います。

長峯 はい。今長沼先生がご指摘の通りでして、これも売らんかな主義の典型だと思いますね。週刊文春・新潮の話は皆さんも先刻ご承知通りですけれども、昔からこれは現代に始まったことじゃなくて、戦時中も、新聞が戦争をあおりたててるんですね、戦争を煽り立てると新聞の販売部数が増えるというそういう結果があって、戦後になるとこういう戦争ではなくて、人を叩いて売上げ部数を伸ばしてきたっていうそういう週刊誌ブーム



があるわけで、だからそういう目的のために人の尊厳を犠牲にしているのかという問題意識は常に持ち続ける必要があるんじゃないかと思っております。

中澤 では最後の事例設例7に行きたいと思いますが、これはわいせつ事犯のケース何ですが、1と2ちょっと長いのですけれども、先程、神田先生の方から、事情次第ですねというお話も何度かありましたが、そのように「わいせつ」ととらえても、事件の中身は違うんだよというところを検討できればなと思って主催者側で設定した事例です。1は単純にだめなことしちゃったというところで、2もだめなことしてるんですけども、一応やってしまった五郎さんにも言い分がないわけではないという事例で作っております。そうしましたらかっこ1と2そ

れぞれどうお考えになるのかというところを、では、今回は田上先生からお伺いしましょうか。

田上 事案としてはわいせつ事件というのが基本的に残しておく必要性が窃盗に比べて高いんじゃないかというような所はあると思うんですが、これも10年前ということで、執行猶予というところですけれども、個人的にはですね1も2も、場合によっては2の方が消してあげて良いのではないかというようなところはあると思うんですが、個人的にそこを分ける差はないのかなと思っております。1も2もですね、情報として、実際に起訴されてるというところがありますし実際有罪判決を受けているというところもありますので、削除をしない方向でも良いのではないかと思っております。

で、2の方では被害者にも落ち度があつたんじゃないかというようところが言われるかもしれませんが、ただ被害者の女性もですね、只単に相手を嘘をついていたというだけの落ち度で、じゃあ殴られて衣類を脱がせて体を触られるという行為はやっぱり特殊性強いのかなと思っておりますので、それをもって1と2の差を設けるほどではないのかなという風に思っております。

中澤 両方とも削除しない方向ということですか。長峯先生いかがでしょうか。

長峯 私は削除の方向で良いと思えますよ。これだけのことが事実であつたらつていう前提なんですか。

中澤 報道自体は事実です。

長峯 現実の事件はどうだったかという話は伏せられているわけですか。

中澤 現実の事件はこの通りわいせつ、

長峯 わいせつ事件だけれども、1と2大分違いましたよね。実際の事実はどうだったのかっていう。

中澤 実際の事実が1の場合は、どうお考えになるかという問いと、2の場合だったら変わりますかという。

長峯 そういうことですか。どちらとも執行猶予付だったという話なんですか。

中澤 そうですね。

長峯 これ執行猶予になるんですか、例えば1の場合、女子学生に無理矢理キスをしたり、胸を触ったりしたつていうのは、これ強制わいせつですよ、完全に。

長沼 実務の世界では、裁判になつたとして、被害者の方とですね、謝罪であるとか被告人側の誠意を示すことで、宥

恕、許しますというですね、裁判になつてから許しますというケースもありますので、決してこのかっこ1番が執行猶予にならないということではないかと思えます。

長峯 なるほど、わかりました。一応有罪判決を受けたという事実で私はこれで法的制裁が終つたと一旦そこで区切りがついたと思えますので、そこからさき、これも何度も申し上げているように、ネット上で市民が社会的制裁を加えていわけではないと、こう考えます。

中澤 分かりました。神田先生どうですか。変りますかね、結論。

神田 これは最高裁決定前はどうかというお話をまずしますと、最高裁決定前であれば、これはどちらも同じで執行猶予の事件であるということでも更生を妨げられない利益の方が優位するんだというような主張をして、削除が認められていたと思うんですね。地裁の仮処分の段階で、おそらくどちらも認められていたと思うんですが、最高裁決定後はわいせつは世の中に晒しておいたほうがいいんだという価値観に見えるんですね、最高裁の価値観が。そうすると今これを裁判所に持って行くと、おそらくどちらもだめだと言うだろうなと想像ができます。相談者がこういう事件を持ってきて、削除して欲しいので、グーグルに削除請求して欲しいと言われたら、どうするかと、じゃあやりましようと言うかどうかですけど、どちらも可能性はあるからやってみましようと言うんじゃないですかね。可能性があると

のは、どちらも確かに10年以上前だし、執行猶予だし、学生、しかもハタチですよ。ハタチ、大人になりたての時だし、まあ良いんじゃないかな、もう更生させてあげましょうよと主張すると思います。

田上 私も削除しないと申し上げましたけども、設例5と比較した場合で考えると、やはりこちらの設例7の方が、今神田先生が仰った事情を酌んで、削除する理由があるのかなと思っております。あと1つよろしいですか、長峯先生にお伺いしたいんですけども、法的な処罰が、終わったにも関わらず、犯罪に関する情報が出ているのは、社会的制裁なんだというところだと思うんですが、実際に事実が、検索エンジンに引っかかるっていうのは、社会的制裁っていうことになってしまうんですかね。それ以外の意味もあるのかなと、必ずしも社会的制裁だけではないんじゃないかと思ってはいるんですが。

長峯 性犯罪に関してってことですよ。先程神田先生が正に言われたように、最高裁の決定が、児童買春事件だからこれは公共の利害、知るだけの利害があるんだという言い方をしているんですけども、やっぱり私はそこに特殊な一種の価値観を読み取ってしまって、その「わいせつ事件は、ひどいやつなんだ」っていう、確かにわいせつ事件を起こすのは、道徳的には絶対に良くないと思うんですけども、「こういう事件の連中はずっと後々まで晒し者だ」っていう、そういう価値観が社会に肯定されることになりか

ねない。

どこまでが法的制裁なのか、どこから先が社会がつるし上げることがいいのか、今の田上先生のお話、これ制裁になるのかっていうことなんですけど。制裁でないとする、これが社会恒久の利益になるから、皆が知っている状態にある方がいいんだっていう、田上先生がっていうんじゃないかってね、たぶんそういう理屈が、あちこちにあるのは、私ももちろん認識しているわけなんですけども、でもそれは広い意味での制裁以外の何ものでもないだろうという風に思います。

田上 一方で私が思うのは、犯罪報道とか事実だけではなくてですね、インターネットに実際出ているかどうかに関係なく、実際に社会でリアルに接している方々。あの人はいい人だけど、お酒を飲むと怒りっぽくなるとか、あの人は意外と細かいところに気が付く人なんだっていう、そういう色々な人達の、評価でもって、その人の人物像っていうのができ上がっていると思うんですね。その中で、インターネットで、ある人がこういうことをやった。あの人はこういう人なんだろうという、人物・事象を知るための、情報というのがあるわけで、そういった情報が存在することが全部社会的制裁となってしまうと、先程言ったように、例えば、議員の方の過去の不倫は、社会的公共の利益は低いかも知れないけれども、あの人はひょっとしたら総理大臣になるかもしれないとなった時に、その人はじゃあどういった人なんだろうというのは、皆が知っておいても良い情報

なのかなあと、思うわけです。

長沼 私から述べさせていただきたいと思います。設例の7は1と2に分けさせていただきました。同じわいせつな事件ということでも、事情が違うということ、もちろん加害者があり、被害者があり、それぞれの事件がありますので、千差万別ではありますが、報道というもの、ネットの情報というものの中で、わいせつというものが一人歩きしてしまって、個別具体的な事情というものが、十分に伝わっていないということも多々あり、そこに苛烈なネットリンチが巻き起こるといった状況も多々あるかと思われまます。その点、スタートである報道機関の情報が十分に収集されているかという点について、例えば県警が、県警記者クラブに対して、報道発表し、報道されるのが現在の社会の1つの報道の在り方でありまます。もちろんそれだけではありません。記者の方は自分で、現場を見、報道という風にも動いていただいています。ただ、なにせ、警察が第一に動きますので、事件情報は警察が多く持っていて、その中でスクリーニングされた情報が、記者に伝わると、情報が取捨選択されて、全てが伝わらない情報の中で、警察の見立てが伝わりやすいというのが現在の報道にはあるという風に私は考えまます。

前置き長くなりましたが、神田弁護士にですね、そのような報道の情勢というもの、そして先生の神田先生の下には数多くの相談者の方が削除して欲しいと声を届けていると思いますので、是非この会場のご覧の皆様相談者の実情という

ものをお教えいただけたらと思います。

神田 相談者の実情。今まさにやっている事件ですと、冤罪なんですね。冤罪で、わいせつ事件なんですけど、被害女性が言ったまんまを警察が報道発表してしまって、そういう犯罪をしたんだというような検索結果が多数表示されると。しかし、実際に話を聞いてみると、女性の言っていることがまるっきり嘘で、実は美人局に近い。お金は巻き上げられなかったから、悔しくて警察に行ったのかなんなのかわかりませんが、そういう状態であるということが聞き取れたんですね。そうするとやっぱり警察がこういう発表をしているから、こういう犯罪を犯したんだらうというような、と皆が思ってしまうのが非常に問題であるというのは、相談している立場では思いまます。

中澤 ありがとうございます。では、いよいよアンケートの結果を出していきたいと思いますが、今、スライドにだしまます。パネラーの先生方も今見るという状況ですが、はい、このようになりました。一番数が多かったところだけ赤字にしております。順番に確認していきましょう。

まず設例1は削除してあげたらいいんじゃないかとお考えの方が会場はかなり多かったです。ほとんどっていう感じですかね。これ私ちょっと意外だったんですけど、アダルトビデオの方も同じ位、むしろ1個多い位、削除してあげればという。

政治家の事例設例3については、やはり、削除すべきではないという意見が多いのですが、パネラーの先生方皆さん削

除すべきではないと言っていたんですが、会場では6件ですかね、削除してもいいんじゃないか、削除すべきだという意見もありました。

設例4 被害者報道についてはやはり皆さん削除してあげてよという意見が強いと。先程から、後半からやってる犯罪報道ですね。設例5については削除すべきというのが多いですね。設例6の方がむしろ削除した方が良くないか、削除すべきじゃないという意見が5よりも少なかったというところですよ。今お話しをした設例7のカッコ1カッコ2ですが、これもあんまり分かれずに基本的には削除した方が良くないという意見が多いかなというところですよ。

ただ若干やはり、被害者報道と比べると犯罪報道について、今日来ていただいている方は「忘れられる権利」にかなり興味のある方が多いのかなという印象ですよ。削除方向の票が集まるのは予想をしていたんですけども、それでもやはり犯罪報道は、被害者報道よりは削除すべきではないという意見が強かったかなというところですよ。これを受けてパッと今見てるところですよ。ご意見がある先生から順番にお伺いしたいと思います。どうでしょうか感想など。

では、長峯先生からお伺いしましょうか。

長峯 あの、7の1ですね。さっき私は強制わいせつだって指摘したこの事件に関して、当然私のコメント、誰のコメント聞く前に皆さんお書きになられてるんで、20対12、その最大ですよ。

この統計の中で、削除反対。確かに私も強制わいせつが、悪質であることは言うまでもなくて、やっぱりわいせつとか性的なものに対する厳しいご意見が強いのかなと思いました。私はこれ自体会場の皆様のご意見を否定するとかそういうことでは全然無いんですけども、日本はですね、さっきの週刊誌の報道もそうなんですが、ちょっとわいせつ関係、性的なものに興味が強すぎるんじゃないかという気がしてて、これはですね表現の自由の問題にまた戻っていくんですけども、確かにエッチなもの、エッチってちょっと言い方ですけども、わいせつってこれは法的には許されないものの概念で言います。だから日本でいう非合法の映像物、写真そういうものを言うんですけども、いわゆる性的な表現物、これは一般的には駄目というわけではないですね。ただ、日本の場合は非常にどぎついカラーグラビアがですね普通に週刊誌とか何かコンビニの小学生も手が届くような高さにいっぱい置いてあるってこれを外国の人が聞いて皆びっくりするんですよ。例えばドイツ人の人が来てこんなことを日本はずっと放置してきたのかと。例えば中学生なんか夕方そういうものを立ち読みとか、コンビニでごろごろ寝転びながら、寝転びっていかしゃがんでそういうものを見てたりするっていう。最近はその追い出されてますけど、そういうことがやっぱりあるのが、変な意味でも良い意味でもわいせつ事件に対する非常に強い関心を持たせているのではないかと。新聞の下に



あるですね、週刊誌の広告でも女性のなんかかんとか、表現はしませんけども、皆さんも毎日のように、やっぱりその辺も含めてですね、なんか社会の落ち着きがちょっと必要なのかなっていう気がしていますね。

中澤 田上先生いかがでしょうか。

田上 私がこの中で一番表現の自由、知る権利側に立った立場、メディアっていうこともあって、発言させていただきましたが、概ね全体の3人の平均の温度感にあったような形なのかなと思っています。前半はコメントを聞いてから記入しているんですか。すべて聞く前に記入しているんですね。あ、なるほど。そうすると我々の見解と概ね合っているので、そういう意味では我々の考えと、この場にいらっしゃっている皆さんの感覚です

ね、そこが大きくずれていない。結局色々法律の理屈はいろいろと言いますけれども、最終的には、「これって消してあげてもいいんじゃない」、「これはやっぱり残しておくべきでしょ」といったような感覚は全体として合ってるのかなという気がしました。

中澤 大体感覚が合ってるというところ、確かにパネラーの先生方の意見と合ってるかなと思うのですが、神田先生、裁判所の見解とはずれていると私は感じますが。

神田 裁判所の見解ということに関しては、最高裁の基準で考えてみましょうか。最高裁の基準はプライバシーと表現の自由を比較してプライバシーの方が明らかに上だったら削除しましょうと、そういう基準になっています。そうすると

このABCのCの「分からない」は、「明らかかどうか分からない」と言っているわけですから、これは削除しない方向なんですね。その視点でB+Cを「削除しない」として扱うとですね、一番下が22、その1つ上が21、だからわいせつは削除しないになるんですね。これに対して、もう一つ上は削除しないが9、もう一つ上は削除しないが16ですから、削除してもいいよと、窃盗であるとか、空き巣であるとかその辺は削除してもいいよというようなことを言っている結果だと思っただけですが、裁判所はきっとこれも削除しないと言うだろうなあという想像をします。そうすると、市民の感覚と、裁判所の判断が違うということになりますから、是非とも裁判所の方で考え方を改めて欲しいなと今これを見て思いました。

中澤 ありがとうございます。そろそろまとめの時間になってきているのですが、どうでしょうか。ではもうフリーで、折角お集まりいただいておりますので、言い漏らしたとか、これは言っておきたいとか、では、順番に長峯先生、まとめのコメントをお願いします。

長峯 今日は私最初に長々話しさせていただきまして、私一応表現の自由の研究者の端くれでございますので、私自身は表現の自由の価値とかそういう論理を分かった上で、色々申し上げているつもりです。日本の表現の自由論っていうのはですね、アメリカ憲法の伝統を強く受けていて、割と自由放任主義的な論調が強かったんですね。私みたいに、「忘

れられる権利」をきちんと導入すべきだと言うとですね、同じ業界の憲法学者からは、何言ってんのお前みたいなこういう目で見られる。この予兆は前からありまして、ヘイトスピーチの問題に関して随分かつて発言しているんですが、ヘイトスピーチっていうのは表現の自由ではなくて、これ人を傷つけるためにわざとやってる嫌がらせ表現であるっていうこういう前提で、論陣を張ってきたんですね。一方で国旗を焼いたり、国家権力に立ち向かう市民の自由はこれはきちんと完全に保障されなければいけない。ところが国家権力に立ち向かう人達の自由は、ともすれば、弾圧されたり抑圧されたりする傾向がある一方で、ヘイトスピーチのようなものが、野放しまではいかないけども、かなりゆるゆるの扱いになっているっていう。この倒錯した現状に対して、一石を投じたいというのはずっとありました。私はその基本線は「個人の尊厳」の擁護であるということで、その基本線からして「忘れられる権利」っていうのは十分考えていかなきゃいけない、導入していかなければいけないという、そういう観点で今日ずっと申し上げて参りました。以上です。

中澤 では、田上先生。

田上 今日はやっぱりどちらかという長峯先生のお話しもあったように、「個人の尊厳」という立場から、プライバシー、そういったものを守っていくと、いうところが主眼であったという風に思っていますが、私個人の意見としてはですね、非常にユートピアな甘っちょ

ろいことを申し上げるかもしれませんが、こういった犯罪報道であってもですね、本当にこれはまあ消すべきじゃないかっていうのは消していく必要があると思いますが、過去の犯罪歴、過去にこういったアダルトビデオに出演したとかそういった情報を消してしまう、一切誰もが分からなくなって、誰もアクセスできなくなってしまいうのは、どこまで許されるべきなのかというところは常に考えていく必要があるのかなと思っています。そしてその上で、過去にその人が何をしていたかが、どういった犯罪を犯していたかが、今日の前にいる人達ですね、それがこの人が反省しているとかですね、全然今は真っ当に生きているというようなところがあれば、それを踏まえて、社会が受け入れていくようなそういった方向を目指したいなあ。ちょっと漠然とした話で申し訳ないんですけども、そういったことも今日も感じました。ありがとうございました。

中澤 では、神田先生、最後お願いします。

神田 私はどうですかね。相談を受けている立場で言うと、ネットに自分の誹謗中傷がでていたりとか、犯罪報道だけじゃないですけども、自分の過去のプライバシー情報がたくさんでているという人は、話している感じ、多くは心理的負担

で日常生活がつかうそうです。酷い人になると、体の方も異常を来たして、なんだか首の周りにぶつぶつがあるなと思って見ていたら、もう本当にネットにこの記事があると思うと心が安らがなくて、もうぶつぶつまで出てくるようになりましたみたいなことを仰る人もいますね。ということで、自分の名前を検索したときに誹謗中傷が出てくるとか、プライバシー情報が出てくるとかというのは、ただ単にネットにその情報が出ているというだけの話じゃないんですね。その人の人生そのものに生きる勇気、生きる意欲を無くさせてしまような、そんなことでさえあるわけです。ですからプライバシーが明らかに優越すること、優越しなければ消す必要が無いんだとかですね、それは厳しすぎるんじゃないかと最高裁決定を読んで思いました。ですので、今後ですね、何か違う方法で、皆さんがより良く生きていけるように、心穏やかに生きていけるように頑張りたいなと日々思っている次第です。以上です。

長沼 パネルディスカッションも大変盛り上がってまいりましたが、時間となりましたので、終了させていただきたいと思います。会場の皆様いかがだったでしょうか。改めまして、パネラーのお三方に盛大な拍手をお願いいたします。



設例1 飲酒のブログ

- 太郎さん 21歳 就職活動中
- 16歳の時に、自宅で酒盛りブログ
- 「お前ら未成年だろ」 炎上
- 太郎さんの氏名・住所が掲載

設例5 犯罪報道(服役)

- 三郎さん 35歳 無職
- 10年前 空き巣 3年服役
- 実名報道
- 就職 3か月前に発覚 解雇
- 再就職 採用拒否

設例2 過去のAV出演

- 花子さん 30歳 保母
- 高校卒業 AV出演
- 10年経った今でも、「隠れた名作」
- 動画、パッケージ写真が掲載

設例6 犯罪報道(不起訴)

- 四朗さん 26歳
- 5年前 窃盗 実名報道
- 「名門野球部員が窃盗で逮捕」
- 不起訴 記事が無数に転載

設例3 政治家の変節

- 次郎さん 45歳 市議会議員
- 大学時代 ダム設置反対デモ
- 「ダム設置反対の歴史」コーナーに掲載
- 様々な情報サイトに転載

設例7 犯罪報道(執行猶予)

- 五郎さん 30歳
- 10年前 わいせつ事件
- 実名報道 有名大学
- (1)罰ゲーム
- (2)当て馬に激怒

設例4 被害者報道

- 桃子さん 21歳 自殺サイト
- 黒男さん 睡眠薬 意識不明
- 「埼玉県 さいたま市 21歳女性」の報道
- 顔写真、実名が掲載

	A(削除賛成) 検索できない状態にすべきである	B(削除反対) 検索できない状態にすべきでない	C 分からない
設例1 飲酒のブログ	33	4	4
設例2 過去のAV出演	34	4	3
設例3 政治家の変節	6	28	7
設例4 被害者報道	36	4	1
設例5 犯罪報道①	25	10	6
設例6 犯罪報道②	32	5	4
設例7(1) 犯罪報道③	20	12	9
設例7(2) 犯罪報道③	19	9	13

閉会の挨拶

シンポジウム実行委員長 長沼 正敏

司会 大変貴重なパネルディスカッション誠にありがとうございました。会場の皆様におかれましては、表現の自由、知る権利、「忘れられる権利」の重要性と、その調整の難しさを心より実感していただけたと思います。このシンポジウムが表現の自由や知る権利を尊重しつつ、ネットの個人情報拡散の被害を抑えるにはどのようにすれば良いのか、考えるきっかけとなれば幸いです。本シンポジウムを終了させていただくにあたり、シンポジウム実行委員長の長沼正敏弁護士より一言頂戴いたします。長沼弁護士お願いいたします。

* * *

長沼 改めまして、埼玉弁護士会の弁護士の長沼です。本日はお寒い中、市民会館おみやまでお越しいただきまして、ありがとうございました。インターネット社会の問題点。知る権利と忘れられる権利。知る権利とはなんぞや。皆さんもそう思われたと思います。でも、今日お越しいただき3時間お話しを聞いていただき、知る権利の重要性、そして、自分が晒される側になったら、自分の家族が

晒される側になったらどうしよう、そのような思いも抱いていただいたかと思います。

インターネットは大変便利なツールです。我々も業務の中で調べものとして、インターネットを活用させていただいております。日々のニュースも活用させていただいております。私がこうして発言するのも表現行為であり、それが尊重されている日本社会というのは素晴らしい社会だと非常に感じております。我々の表現活動そして思いというのは、自由であるべきだと思います。ただ、それをリンチのようにしてしまっただけで果たして良いのか。社会の中で同じ構成員として、受け入れる社会でなければいけないと思いますが、一度罪をした人に対して厳しい目で見ると、時には必要でしょう。そうしないと秩序を守れません。でも、いつまでもそのことが続いて良いんでしょうか。また、今日の犯罪被害者の方のお話もさせていただきました。今、報道という名の下に被害者の方の顔写真、名前が晒されています。私も刑事弁護を多く扱う弁護士として、犯罪被害者の方のご遺族の方の声というものも耳にしていま

す。本当に辛い思いをされています。本当に顔写真を晒すこと、お名前を晒すことが必要なことなのではないでしょうか。是非今日シンポジウムにお越しいただきました皆様には、今日のシンポジウムで知る権利というものはとても大事なんだということ、そしてそれと共に、人に優しい他人に優しい社会ということをです是非お持ち帰りいただきまして多くの方にこのシンポジウムの内容をお伝えいただけたらと思います。

今日はお寒い中ありがとうございました。今後とも埼玉弁護士会の活動を宜しく願います。

* * *

司会 長沼弁護士ありがとうございました。これにて表現の自由と忘れられる権利を考えるシンポジウムを終了いたします。最後までご参加いただき、誠にあ



りがとうございました。今後のシンポジウムの運営のため、アンケートにご協力いただければ幸いです。お配りした資料の中に設例へのアンケートとは別に今回のシンポジウムの感想など記載していただくアンケート用紙がございますので、そちらにご記入いただき、会場受付のアンケート回収ボックスにご提出をお願いいたします。本日はお忙しい中、誠にありがとうございました。

表現の自由と忘れられる権利を考えるシンポジウム

アンケート 集計

平成30年2月3日(土) 13時30分～

開催場所 さいたま市民会館 おおみや

回答者 33名

回答者年齢

20歳代	2	(男性2)	会社員
30歳代	4	(男性4)	弁護士、会社員
40歳代	5	(男性3、女性2)	自営、教育関係、アルバイト、弁護士、事務
50歳代	2	(男性2)	会社員
60歳代	9	(男性3、女性6)	無職、主婦、事務員
70歳代	10	(男性8、女性2)	無職、年金生活者、会社員、弁護士、主婦
未記入	1		

1 シンポジウムはどのようにして知りましたか。(複数回答可)

*立て看板を見て		7
*弁護士会から		15
*知り合いから		2
*その他	弁護士から	2
	インターネット	3
	ウェブニュース	1
	ツイッター	1
	弁護士ドットコム	1
	新聞	1

2 愛知大学 長峯信彦教授の講演を聞いた感想を聞かせてください。

*とても分かりやすかった	13
*分かりやすかった	17
*普通	2

3 神田知宏弁護士の基調報告を聞いた感想を聞かせてください。

*とても分かりやすかった	6
*分かりやすかった	18
*普通	9

4 パネルディスカッションを聞いた感想を聞かせてください。

*とても分かりやすかった。	15
*分かりやすかった。	13
*普通	4
*分かりづらかった。	1

5 パネルディスカッションを聞いて、事前にアンケートさせていただいたご意見に変化はありましたでしょうか。

*あった	15
*ない	13
*分からない	3
*回答無し	2

シンポジウム実施記録

表現の自由と忘れられる権利を考えるシンポジウム
インターネット社会の問題点 知る権利と忘れられる権利
あなたの個人情報知られたいですか？

2018年2月3日 埼玉弁護士会